

第七十一回国会 大蔵委員会 議 録 第三十一号

昭和四十八年四月二十五日(水曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 大村 要治君

理事 村山 達雄君

理事 阿部 助哉君

理事 宇野 宗佑君

金子 一平君

栗原 祐幸君

三枝 三郎君

坊 秀男君

毛利 松平君

佐藤 觀樹君

塚田 庄平君

堀 昌雄君

増本 一彦君

内海 清君

出席國務大臣

外務大臣 大平 正芳君

大蔵大臣 愛知 揆一君

出席政府委員

人事院事務総局 職員局長 中村 博君

總理府人事局長 皆川 迪夫君

外務省中近東アフリカ局長 田中 秀穂君

外務省経済協力局長 御巫 清尚君

大蔵政務次官 山本 幸雄君

大蔵省主計局次長 吉瀬 維哉君

大蔵省理財局次長 小幡 琢也君

大蔵省国際金融局長 林 大造君

委員外の出席者

人事院事務総局 給与局長 長橋 進君

経済企画庁長官 官房参事官 結城 茂君

外務省経済協力局長 川村 知也君

外務省条約局長 堤 功一君

大蔵大臣官房審議官 岩瀬 義郎君

大蔵省主計局法規課長 吉岡 孝行君

大蔵省理財局国債課長 宮崎 尚君

通商産業省貿易振興局経済協力部長 石井 賢吾君

労働省労働基準局長 廣政 順一君

局貸金福祉部長 末松 経正君

大蔵委員会調査室長

委員の異動

四月二十五日

辞任

竹本 孫一君

同日

辞任

永末 英一君

補欠選任

永末 英一君

補欠選任

竹本 孫一君

四月二十四日

付加価値税の新設反対等に関する請願(浦井洋君紹介)(第三一八五号)

同外四件(正木良明君紹介)(第三一八六号)

同外一件(松本忠助君紹介)(第三一八七号)

個人事業主報酬制度の創設に関する請願(松本忠助君紹介)(第三一八八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案(内閣提出第四四号)

国の会計に関する件

鴨田委員長 これより会議を開きます。

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。佐藤觀樹君。

○佐藤(観)委員 昨日は塚田委員のほうから法案の中心についてお話がございましたので、私は今度の開発基金のバックグラウンドについて若干お伺いをしたいと思っております。

これは開発基金と切り離せないのは、やはりアフリカ開発銀行の資金量と切り離せないわけでありまして、いままでアフリカ開発銀行というのとは一体どのような投資を幾らぐらいの規模でどのような国にやってきたのか、二十五件ばかりのようでございますけれども、おもだったところ、一体どんなことを具体的にやってきたのか、若干御説明をお願いしたいと思います。

○林(大)政府委員 ただいま佐藤先生から御指摘がありましたように、このアフリカ開発基金は、アフリカ開発銀行の業務がハードな条件、きびしい通常の商業ベースの条件による貸し付けと、きびしいことで限界がございましたので、それとは別に、よりソフトな、よりゆるい条件での貸し付けをする機関として設立されたわけでございます。したがって、アフリカ開発銀行の融資活動がどうなっているかというのが当然私どもの関心になるわけでございますが、一九七一年十二月末現在のアフリカ開発銀行の貸し付けの承認金額、これは

全部が融資実行済みというまでには至っておりませんけれども、これは金額にして四千八百万ドルでございます。したがって非常にその融資の実績はあがっていない。

その内訳のおもだったものを申し上げますと、アルジェリアに対しては、乳牛及び酪農プラントとして三百万ドル、道路建設として三百万ドル、それからチャドと象牙海岸はそれぞれ少額の借款、それからケニアに対しては三件の融資貸し付けがございまして、道路建設、製紙事業、主要幹線道路建設という三件のプロジェクトに対して合わせて六百万ドル、それからリベリアの電力関係の貸し付けが百万ドル、それからマラウイに対しては水力発電システム関係の貸し付けが三百万ドル、それからマリに少額の繊維工業の貸し付け一件、それからモロッコに対しては電気事業の貸し付けが二百八十万ドル、それからニジェール、ナイジェリア、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スーダンは比較的大きいのでございまして、ソマリアまでのところは大体百万ドルから二百万ドル見当のところ、スーダンも二件出ておりますが、家畜検疫所建設と鉄道車両合わせまして三百六十万ドル、タンザニアが石油設備で三百万ドル、チュニジアがかんがいプロジェクトで二百万ドル。アッパルボルトの開発銀行への借款が二百万ドル、あとウガンダ、これは二件でございますが、特に上下水道の関係が三百万ドル、ザンビア、それから東アフリカ地域につきまして、東アフリカ開発銀行に対しては二百万ドルの貸し付け、それから中央・西アフリカに対しては民間航空事業に五百万ドル、合計四千八百万ドルの貸し付けが承認をされているという状況でございます。

○佐藤(観)委員 そこで伺いたいのは、この中に二件の銀行への貸し付けがあるわけですが、

ね。私は、先ほどあげられましたたえば道路建設とかその他の電力事業とか、こういったプロジェクトということになると若干わかつたわけでごさいますけれども、銀行への貸し付けということになりますと、これは若干形態が変わるような気もして奇異な感じがあつたわけでありまうけれども、この銀行への貸し付けという形で、具体的に何ができるといふことのない貸し付けが今後起こり得るのかどうか。

それからもう一つ、融資の実績がまだあがつてないというところは一体どういう理由によるのか。これはあとの基金の問題にもからんできまうので、どうして融資の実績が——まあいろいろな事情があるのでしょうか、もちろん技術がそれだけ足りないということもありまうが、大きく言つてどういふような理由なのか、お答え願ひたいと思います。

○林(大)政府委員 二点御質問のうちの第一点、開発銀行の銀行に対する融資というのがあるのは、ほかとちよつと異質であるという御指摘でございますが、これはそのとおりでございます。直接プロジェクトに対する貸し付けをいたしませんで、たとえば日本におきまう開発銀行とかそのような地域的な申しますか、各国それぞれに民間銀行部門では行なえないような資金供与、これを、政府関係機関としての開発銀行ができておりました、そこから政府資金を流すということ、これは後進国の多くにおいていたしております。当然のことながらそのような発展途上国の開発銀行の資金も不足しておりますので、その活動が正常でありかつその国の開発にとって有益であるといふふうに認められます場合には、アジア開発銀行をはじめとして地域的な国際開発銀行がそのような国の開発銀行に金を貸すということもときどき見られる現象でございます。今回の協定におきましても同様なことを想定しております、新基金の活動におきましても似たような融資形態はとり得るということが明らかにされております。それから第二点の、なぜこのように供与が伸び

なかったのであらうかという点でございますが、この点につきましては、一つは構成国が若く、しかも構成国の中に資金供与能力のある大口の国がないというところがその事情の特色ではないかといふふうに存じます。これは、たとえばアジア開発銀行に例をとってみますと、日本あるいはオーストラリア等の先進国がございまして、これが域内での資金供与に非常に大きい役割りを果たすと同時に、域外からの資金の導入のパイプとしてもいろいろな発言権を行使している。ところがこのアフリカ開発銀行は域内にそのような先進国がないばかりでなく域外の国の加盟を認めておりません。関係上資金のソースが限られていたといふような事情もあつたといふふうに考えております。

○佐藤(観)委員 後半のお答えは、融資の実績が上がらなかつたのは、簡単にいへば融資条件がたいへんにハードであるということだと思ふのです。前半のお答えの中に、上ボルタと東アフリカ地域の開発銀行に貸し出したのは、民間ではできないものを国から貸し出すのだといふことでありますが、一体いま融資条件といふのはどうなつていますか。私はそれはどアフリカの金利といふのは調べたことないのですけれども、今度のこの条件がこんなに——今度の条件といふのは、つまりアフリカ開発銀行の金利、返済期間、特に金利はアフリカの民間の銀行の金利とはとんと変わらぬのじゃないか。ですから、後半の融資条件はきわめてハードであるといふことはわかるけれども、前半の開発銀行に貸すのは、民間でできない部分について貸すのだといふことはどうもちよつと納得ができません。いまのお答えの中には、前半と後半とは相矛盾した答えが入つてゐるのではないかと、こゝういふ気がするのですが、いかがですか。

○林(大)政府委員 アフリカ開発銀行の貸し付け条件でございますが、この貸し付け条件は、その大部分を占めております通常資金の貸し付け条件は金利が年五・五％から八・五％、平均いたしますと、大体六％になります。そのほか手数料が一分、それから借り入れが、契約をしてから実行

に至るまでの間、約束だけをしてあつて、まだ金が出ていないという残高に對して、これは金利は取りませんで、〇・七五％のコミットメントチャージが課せられます。それから返済期間は一年ないし五年、据置き期間を過ぎまして七年から二十五年程度といふことに相なつております。しかし、このような条件でありましても、やはり開発途上国におきましては資本の蓄積もなかなか進まない。そしてこれだけの融資条件の融資もなかなか得ることは困難なはずでございます。これは日本の戦後におきまう開発銀行が一〇％をこえるような金利で融資を行なつておりました場合にも、日本の経済再建上あれだけの役割りを果たしたわけでございますから、これだけハードな条件であつても、開発途上国にとっては貴重な資金源であり、しかもそれが外貨で入つてくるわけでございますから、やはり十分貢献し得る。もちろんよりソフトな条件で同じような開発銀行を通して融資されるというほうが望ましい場合が多いとは思ひますけれども、しかし、ただいま申し上げましたような間接的なおののののの開発銀行を通する融資といふのもそれなりのメリットがあるといふふうに考えておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 私はそのことで論争するつもりはないのですけれども、ただ、先ほど銀行への融資が、非常に民間でできないもの——民間でいふたつて、アフリカ地域の金利がどのくらいか私には知りませんけれども、そう一〇％も二〇％高いわけないと思うのですがね。おそろしく同じくらいのものだと思ふのです。時間がありませんからこの点は論争しませんけれども、おそろしく上ボルタ、東アフリカ開発銀行の場合には資金繰りがたいへん苦しいので、いま林さんからお話がありましたように、アフリカにおいては最大の銀行でありまうから、そこからおそろしく借りてゐるということだと思ふのです。要は、現状では資金量にしても、開発途上国が集まつた銀行でありますからきわめて少ないし、金利もまあ五・五％から八・五％といふこととハードであるといふことだと思ふのです。

それで、今日までの投融資の実績、先ほど林さんは四千八百萬計算単位と言われましたけれども、あとこれに投資があると思ふのですが、これを合算すると合計幾らか、そしてアフリカ開発銀行の授権資本は幾らか、現在まで払い込みになつたのは一体幾らかなのか、その数字をちよつとあけてください。

○林(大)政府委員 アフリカ開発銀行の授権資本は二億五千四百萬計算単位でございます、全額応募済みでございます。その応募額のうち五〇％が払い込み資本、それから残りの五〇％が請求払い資本で、応募はされておりましたが、半分は必要に応じて請求があれば払い込むことあるべしといふことで、元来払い込みが、当初から予定しておりましたのが全体の中の半分でございます。この払い込み資本も、全額直ちに払い込まれるわけではございませんで、七二年の十月末現在で約八千六百萬計算単位が払い込まれております。で、加盟国は現在三十六カ国でございますが、まだ若干、ガンビアとかレソト、マダガスカル、モリシヤス等々と加盟交渉が行なわれておるといふふうに聞いております。

○佐藤(観)委員 で、それから、現在まで払い込みの資本が八千七百萬で、実際に今日まで投融資が行なわれたものが大体約六千万、こゝういふ現状になつておると思ふのです。それを踏まえて今度の開発基金といふのは、とにかく三年間払いでありますけれども、合計が九千六十六萬計算単位、もつとも開発銀行の場合の計算単位とそれから今度の開発基金の計算単位は若干違つておりますから、すぐ九千六十六萬といふ数字と八千七百萬といふ数字を比べるわけにはいかないわけでありまうけれども、はたして九千六十六萬計算単位といふ今度の開発基金の総額といふものは、現在のアフリカの開発に比べていかになるものか、そして日本が一千万五百万計算単位を出資するといふことを約束してきたわけでありまうけれども、日本にとつてみて、この一千五百万計算単位といふのは一体どういふ観点から出てきたのか、その辺はい

割合が輸銀が八〇%、市中銀行二〇%ということになっては、市中銀行の貸し付けに対しては、輸銀は市中銀行に対して債務保証をしておるのでしょうか。この点はどうかになっておりますか。

○林(大)政府委員 輸銀八〇%、市中銀行二〇%の協調融資のうち、市中銀行の協調融資につきましては、日本輸出入銀行は元利払いについて保証を行なっております。

○増本委員 そこで、輸出入銀行が貸し付け金の八〇%を出しているということになりますと、それぞれの国に対するプロジェクトの開発事業の施行者、これは当然輸銀の法律及びその設立した目的からいいますと、やはり国内の企業がこれらのものを担当することになるわけですね。この開発事業についての施行契約というか、工事の請負契約というのですか、こういう点については、政府としてはどういうように締結の段階及び施行の段階で指導監督等をなさっていらっしゃるのか、まずその点についてのたてまえと体制をひとつ御説明いただきたいと思います。

○林(大)政府委員 輸銀の政府ベースの直接借款でございますけれども、これは対象事業が当然個別にあるわけでございます。その対象事業のためにわが国から機械や設備が輸出されるわけでございます。この輸出入の契約は、相手国の実施主体とわが国の輸出業者との間で通常の取引により締結されるわけでございます。輸銀といたしましては、円借款の供与主体でございますから、対象事業計画の内容につきまして十分調査いたします。そして、それに基づいて貸し付け契約を相手の事業主体と行なう、それから貸し付け契約は、何と申しますか、支払われる対象は、輸出入契約の輸入支払い代金に充てられるわけでございますけれども、その相手方の輸入契約については、これは相手方の政府が審査、承認をする。それから日本政府あるいは輸銀がどういふことをやるかというところでございますけれども、相手国の政府が、日本の輸出者とういふような契約を結ぶ

か、そういうことにつきましては、これは相手方の政府の行なうことでございますから、したがって、政府ないし輸銀は、その当否について、特に相手国の政府に干渉するとかあるいはそういうことは行なえない立場になっております。

○増本委員 輸銀の出資金も、いわば国民の財産というか、お金で出されるものだし、その資金を運用して貸し付けを行ない、輸銀のたてまえからいくと、国内の業者が輸出入の契約をする、そうなりますと、結局輸銀では低利で相手国にお金を貸して、そして日本の業者がその輸出入の契約にタッチをする。そうすると、結局お金を安く貸してあげても、もし利潤率がきわめて高いとか、不当にもうけるというふうなことで、これはもうたてまえと実態とが全くうらはらの関係で、これは国民のお金を有効に使うという立場からいって、もしもわが国と輸銀というのとは主として思っています。もともと輸銀というのとは主として思っています。輸出第一主義でやられてきて、今日の事態をつくるような、そういう資金運用が多分にあったという一つの批判的にもなっているわけですね。けれども、少なくともそういう関係は十分な監督が必要だと思ふのですが、いまのお話ですと、何か相手国の政府のやることだから、それについての監督、干渉ができないというふうにおっしゃるけれども、しかしこちら側には日本の業者ですから、それとの関係でどうするといふ問題は、やはりもっとしつかりされることが必要だと思ふのですが、実際にいま具体的にどういふ手だてをとっておられるか、もう少し御説明していただきたいと思ふのです。

○林(大)政府委員 実は、私も経済協力の仕事を進めるにあたりまして、非常なジレンマにおちいりますのは、その資金のもとになる金が日本の納税者あるいは日本の郵便貯金その他の貯金者の金から成り立っているものであるから、その運用につきましては特に慎重にしなければならぬという要請が片方にあり、また、他方にはこれが国際的な協調の場において行なう、先生最初に仰せ

られましたように平等互惠、相手方の内部に干渉せずというようなプリンシプルに従って行なわなければならない、この要請が両者しばしば相反する場合があるわけでございます。

ただいま先生御指摘の場合も、そのようなジレンマケースの一つでございます。日本政府が公の資金を相手方に供与するのであるから、その使途につきましてはできるだけ有効に使われるように、こちらとして発言権を確保しておきたいという要請が片方にあり、一方で、これを受け取った側といたしましては、援助として供与された金額の使い道にまでこまかくくちばしを入れられたのでは、国の主権と申しますか、自主性というのをそこなうのではないかと、これに相なるわけでございます。

相手方に直接借款を供与し、その大枠について合意が行なわれた場合には、あとは相手国の政府がその資金をできるだけ有効に使い、したがって、たとえば日本のメーカーないし商社から輸入をいたします場合に、できるだけ質のいいものをできるだけ安く買いたいということとは当然のことでございます。そのような基本的な立場に立つて行ないます相手方の政府の行為につきまして、その取引の相手方となります日本側のメーカーないし業者については、とやかくあまり干渉がましいことを言うのは望ましくないといふことで、ただいま申し上げましたような基本的な仕組みで、政府は、直接借款を供与するといふ方針を決定いたしますと、事務は輸銀にまかせる。輸銀はその実行にあたりましては、両国政府の意向をできるだけ尊重するように、かつ相手方にできるだけ多くの自主性を与えるようにという基本方針で運営しております関係上、二つの要請のうち、資金が有効に使われるといふことについてこまかいところまで政府は干渉できないといふことになるのはある程度やむを得ないといふふうに判断をいたしております。

○増本委員 実際の輸銀からの資金の貸し付けも、やり方をいろいろ調査してみますと、相手国にしてみれば先にプロジェクトのプランがあるわけ

です。それでそれに必要な機械や施設がほしい。日本の商社は、まあそういうお客さんをさがし回っているわけですから、それで一応の話を相手国として、それについての資金手当てをどうするといふようなことの話もあって、それで商社のはうも輸出入銀行に、この一つのトレードについてめんどう見てくれ、相手国政府のはうも外交ベースで日本のほうにそういう申し入れをするといふようなことで、やはりプロジェクトのプランと、それから正規にできるまでの間にしろ、一応の仮契約的な一定の合意までは商社の間でも取りきめているわけですね。

だからそのときに、資金運用部資金から出してお金ですから、そのお金を使って商社が一定の成約までやる、この段階では日本の商社に対して政府として、こういう機械については少しもうけ過ぎじゃないかと、こういう施設についてはやるのはどうなんだというふうなことでの日本側でのチェックなりするといふのは、これは私は可能だと思ふのです。そこいらのところのたてまえといふのは全然ないのですか。

○林(大)政府委員 ただいま増本先生御指摘の点は、直接借款につきましては交換公文ができました。次第に実行に移っていく段階というよりも、むしろその前の段階の御指摘だと存じます。実際問題といたしまして、やはり御指摘のようなケースはあるわけでございます。その相手の発展途上国とそれから日本側のメーカーなり商社なりがある具体的なプロジェクトについて話し合いを行なう、そのプロジェクトを相手国としては何とか実現したい、ところが資金がつかない、そこで日本政府に直接借款供与してくれないかといふことをアプローチしてくるというふうな過程は、ときどき見られる現象でございます。ただその場合にも、ある特定のプロジェクトがその国の発展のために有益であるかどうか、それからそのような有益であるようなプロジェクトにつきましては、当然のことながら国際的に競争者はあるわけでございますから、その中で日本のメーカーなり商社を

選んでそれになるべくやらせたいと思うに至る過程におきましては、これは日本から申し出ておりますいろいろな話が非常に相手の国にとっても有利なものであるに違いない。そこでプロジェクトの質ないしは価格というような問題につきましては、相手の国が十分なディスクレッションをもってやっているはずでございます。

それでその上に立ってまして日本がその相手国に対して直接借款を供与すべきかどうかということになりますと、このことにつきましては日本国政府は借款を与えるか与えないか、その条件はいかんといいことについては主體的に判断できるわけでございます。そのときにそのプロジェクトの値段が法外に高いものであるかどうかということ、元来からいえば、相手国の政府がしっかりとっている以上は、それは妥当な範囲におさまっているはずでございます。そのことにつきまして、あなたの国は余分に高く値をつけ過ぎているのではございませんかというようなことは、あまり申し上げるのは適当でない場合が多いわけでございます。

○増本委員 局長、そうおっしゃいますけれども、だけれども、安いにしたことはないわけですよ。どこの国でも、いい品物が安く買えるということを望んでいるはずだし、ましてや発展途上国であればあるほど、ほかに財政資金を有効に使用したいという——日本ですら、今度のあれで国債を発行して、開発基金については曲がりなりにも、多少の短い期間にしろ資金を有効に活用したいと思うから国債を発行するんだというような説明もきのうあったわけですから、ましてや財政的にも他の諸国の援助を得なければ、協力を得なければ一つの大きな開発計画どころか、紡績工場の設備拡充すら十分にできないという国ですから、その点については適正なコストでやられているかどうかとかという点については、私は、もっともと商社などに対する監視というものをきびしくしてやらなければ、ほんとうの意味での経済協力というものを発展させることはできないという

ように思うのです。

ですから、そういう点でのたてまえがいままでしり抜けといえますか、それが相手国に対する内部問題に対して干渉しないという立場だったら、そうじゃなくて友好のために、やはり損をかけるようにして、そしてわれわれ一般国民の郵便貯金からも出ているお金であればなおさらそれが有効、適切に相手国のためにも使われるように、ましてや取引先が日本の商社ですから、その点についてのきびしい規制、監督というものは、これは相手国のためにこそむしろやるべきではないかというように考えるのです。

そこで、きょうは時間が限られていますので、いま政府ベースの借款でしたけれども、ほかの輸銀の事業項目の中のアフリカ地域に対する輸出金融や輸入金融、それから投資金融、この点を含めて大体実情はどうかという点を簡単にあと御説明をいただきたいと思うのです。

○岩瀬説明員 四十七年度の実績で申し上げますと、アフリカ向け融資は、船舶、プラントを含めました輸出では全体の三六％になりますが、融資承諾金額全額で申し上げますと、日本円に直しまして五千四百八十九億円、これが輸銀の総額でございます。アフリカ向けにありましては、合計額で千三百三十二億円でございまして、そのうちの輸入投資がございまして、輸出金額の内訳は船舶が千四百九十九億、プラントが百八十三億でございます。

○増本委員 今度の開発基金が設立されますと、開発基金による融資と、それからそれに加えて、さらにまた二国間の経済協力というものをこの開発基金は排斥しているものではございませんから、これもやはり行なわれることになりましたね。そうすると開発基金からの融資と輸銀などによる融資が合わさって一つの事業計画が行なわれるということも当然あり得るわけですね。その点はどうなんですか。あり得ますか。——そこで、開発基金が、いままでもアフリカ開発銀行の金利が高かったために、みんな、構成国、参加国や原参加者が

参加して、もっと低利で融資ができるようにしようというのがこの基金の目的だそうですけれども、開発基金では金利はどのくらいを見込んで計画が立てられているものなのですか。

○林（大）政府委員 開発基金の貸し付け条件、これは一般的にソフトな条件であるということとは当然でございますが、それが一体いかなる条件になるかという点につきましては、一般の商業的條件に比べて低い利率、長い返済期間、長い据え置き期間ということ、借り主に加える負担が軽いというような条件になります。具体的に一体どういう条件になるかということでございますけれども、それは基金発足後に協議の上決定されるものでございまして、いわゆるソフトな条件と申しまして、第二世銀が行なっておりますような五十年、それから十年据え置き、それから次の十年間一％ずつ返済、次の三十年間には三％ずつ返済、しかも金利はゼロ、手数料はわずか取るだけというような例から、アジア開発銀はそれほどまでは行っておりません。そこら辺のところでは大体おおきめなところでは、基金発足後にきめられるというふうに承知しております。

○増本委員 当然開発基金の構成国、参加国をまじえてきめるわけでしょう。日本としては大体どういうプランをお持ちなんですか。

○林（大）政府委員 当然基金の意思決定機関で認められ、正式に参加国になりますれば、それなりの発言権は確保し得るわけでございます。その場合にどの程度のことを主張するかということとでございますけれども、これは一がいに言うことができない。それはそのときにおける各国の意向なども考えながら、コンセンサスを得られるように考慮しながら行なっていくべきだと思っております。その場合に直ちに第二世銀のような非常にソフトな条件を提案するかという、いまそこをきめていくわけではございません。

現にアジア開発銀の特別基金の融資条件もそれはソフトにはなっていないわけでございますし、

あまりソフトにいたしますと、それはかえって取引合のような状況になっているわけでございますから、また相手方にそのような恩恵まで与えることがいかかと思われようなケースもあるわけでございますから、必ずしもソフトであればあるほどいいということでもない場合があるということとでございます。したがって、そのときの状況によりまして、一たんスタートいたしますとなかなか変えられないわけでございますから、よく相談してまいりたいというふうに存じております。

○増本委員 輸銀の貸し付け条件よりは大体もっとソフトになるのでしょうか、どうなんですか。

○林（大）政府委員 日本輸出入銀行の直接借款の条件よりはソフトになるということでは言えると思

○増本委員 外務委員会でもわが党の委員が政府に対して質問したのですが、二二ページの三行目、十五条の融資の条件の四項の(4)号によりまして、基金は、「その資金は、参加国又は構成国の領域内で生産される物品及びそれらの領域から提供される役務をそれらの領域内で調達するためにのみ使用される。」というように本文はなっているわけですね。こうなりますと、いままでも商社などがアフリカでプロジェクトのプランを相手国との間でいろいろ注文をとり、金融の裏づけまでもきちっとして、それで今度ようやく政府間ベースで交換公文を取りかわして、貸し付け契約もしてお金が出る、こういう実態が、さらに輸銀もあわせてやるし、その上開発基金の低利、長期の借りやすい条件でお金を借りて、そして参加国としての日本の品物が参加国の日本の国内で調達されてアフリカのどこかの国へ行くということになるわけですね。だからこそいまでもこの輸銀の輸出入契約についてこそ政府の立場で、利益率や利潤率、契約の条件等について監督、指導が徹底されていらないとすれば、ますます商社が進出していくための金融の条件を整備してやる、これのためにだけこの開発基金は使われるという危険が非常

に多いというように思うのです。アフリカに向かつて大きなプラントを中小企業などができるわけはない。これは大企業が進出する以外にないわけですね。また大企業の製品を送る以外にない。であればあるほど、この点の国内での体制をきちんとしてなければならぬというように私は思うのです。そういう点について参加を政府のほうでおきめになっているわけですが、一体どういうふうにおやりになりますか。

○林(大)政府委員 この種の国際開発金融機関、これはグローバルな世界、第二世界、それからいわゆる地域的な国際開発機関、アジア開発でございますとかあるいは米州の開発銀行でございますとかそういうものが融資をいたす場合の対象プロジェクトは、そのプロジェクトを施行する施行者をきめるにあたりまして国際競争入札によるのが原則でございます。国際競争入札という場合には、先生御指摘のとおり確かにそこへ出かけていってそれだけの事業をしようという企業は、どの国でも中小企業はほとんどなくて、大きい企業が国際競争入札に参加する例が多いと思えます。もちろんそのような場合におきまして、現地で現地の中小企業が全体のプロジェクトの一部を、直接にではなくとも間接の形で仕事を進めるのに参加するということは当然考えられるわけでございますけれども、しかし国際競争入札そのものは大企業、ただその場合に、日本の商社なりメーカーなりが出ていって不当な利益率なり条件で暴利をむさぼろうとしたとしても、その場合には競争の現実があるわけでございます。したがってそのようなことは許されないというふうに判断いたしております。

日本の商社、メーカーその他海外に出かけていって不当な暴利をむさぼりましたり、あるいは相手国の秩序、あるいは国際的な取引の秩序を乱すことは厳に慎まなければならないとは存じますけれども、しかし日本が質のいいプラント類を低価格で供給をするということによるメリットは、現在までは各国それぞれから評価されているわけ

でございます。国際競争入札の結果日本の業者が落札をする、その場合に、さらに国際競争入札自身にまで日本政府が関与をするということとは、これはやはり避けたほうがいいのではないかと、うふうに考えております。一般的には先生御指摘のようなことを十分頭に入れたら、その開発基金自体の自主性というものを尊重していきたいというふうに考えている次第でございます。

○増本委員 私たちは、この開発基金の協定の中心は、従来のいろいろな多国籍の経済協力の協定と比べると、若干民主的になってきている、民主的といえますか、その構成国の発言権を無視できないようなそういう仕組みにはなっている。しかし十五条の四項の(四)号でいうここに「参加国又は構成国の領域内」というようにこの参加国というのがくっついていて、やはり融資の申し込みを受けたその国が必要なものやそれから役務を提供するということになるわけだ、だからこのところでは、決してまず第一に構成国の自由な選択がこの面で特別制約を受けない。またもう一つは、この参加国の側からすると、アフリカというのはこれからきわめて将来性のある市場である、だからその融資の申込みを受けた国が、参加国が、自分のところの物品や役務を提供するということではないと出資もしないだろうということだからこういう条件ができたということになると、ひもつきでないといながら、実際上は、事実上の運営の面ではやはりひもつきになってくるという点があるのではないか。この点についてはほとんどに開発基金が政府のおっしゃるような趣旨で運営されるためには、では参加国になる、しかも原参加国になろうという日本として一体どういう方法なり手だて、手当てをおやりになろうとしておられるのか、御説明いただきたいと思うのです。

○林(大)政府委員 先生御指摘の四項の(四)の部分、いわゆるやや広い範囲ではございますけれども、いわゆるひもつきの規定でございます。すなわち参加国または構成国からでないとい調達ができ

ないというわけでございます。ただ融資を受けた国自体が、その受けた国だけからローカルに調達しなければならぬというわけではございませんで、それはローカルにその融資を受けた国だけに限つてはいけぬというものが四項の第一文の前後にあるわけでございます。そこで問題は、これをアフリカ開発銀行の構成国、すなわちアフリカの領域内に限るべきか、あるいはアフリカ開発基金に参加しております参加国からの調達にまで広げるべきかという点でございますが、この点につきましては、たとえば大容量の発電機でございますとか、現在のアフリカの域内国では生産不可能なものが非常に多々あるはずでございます。したがって、この調達先をアフリカの域内国だけに限りましてはプロジェクトそのものができ得ない場合も当然あるわけでございます。その範囲を広げるのは、これは格上この種の銀行ないし基金を設立する場合にやむを得ないことである。ただその調達先になる先進国の範囲を参加国だけに限るといふことによりまして、その基金への参加を奨励し、かつできるだけ多数の国から参加を得て、ソースを潤沢にしたいという配慮でこの規定に相なっている次第でございます。その意味で、これはいろいろ重要な要請を兼ね合わせた一つの総合的な見地からとられた政策であり、合理的なものであるというふうに判断している次第でございます。

○増本委員 それからこの開発基金の融資を受ける資格のあるものは、その構成国だけでなく、これには団体組織というのが入っていますね。これは民間の団体も当然含まれるわけですね。日本がアフリカのある国の資本と合併して会社をつくる。この合併会社が開発基金を利用するということは当然できるわけですね。そういうことになるわけですが、そこらはどうですか。

○林(大)政府委員 先生御指摘の条文は、第十四条の最後のほうではないかと存じます。「基金が承認した特定の事業計画に転貸するため国の開発銀行その他の適当な団体に対して行なう融資を含

む。」二〇ページの十四条の最終のところでございますが、この部分でございますか。

○増本委員 ちょっと待ってください。——十六条の三項の(ア)、(イ)です。それから(ウ)もそうですね。三項の(ウ)です。

○林(大)政府委員 「基金は、次の者に対して融資を行なうことができる。」「構成国の領域内にある団体又は企業」というその団体、企業の中には、アフリカの域内の加盟国の領域内で業務を行なっておりますが国の現地法人、あるいは合併会社もその受益者となることとができるというふうな解釈されます。ただその場合、その現地法人なり合併会社が行ないます融資の対象となるプロジェクト、これは当然アフリカ地域の開発に資するものでなければならぬわけでございますし、それからアフリカ開発基金協定の第十七条の一項のところ、基金のほうの規定で申しますと……

○増本委員 じゃ、時間がないからいいです。あとで別に聞きます。

ところで、先ほど伺ったナイジェリア、ケニア、タンザニア、ウガンダ、これに対する政府ベースの借款でそれぞれの国と輸出入契約を結んだ日本の商社というのほどどこでございましょうか。ちょっと教えてください。

○林(大)政府委員 商社、メーカーの名前を申し上げます。ナイジェリアの日本からの輸出者、日綿、それから豊田通商、日立製作所でございます。これはプロジェクトが三つほどございますので、そのおのの、全部を通じて三社でございます。それからタンザニアはカシニートレーディング株式会社それから八木商店、三井物産でございます。それからケニアは三井物産、理理、平田紡績、安宅産業、これが輸出者でございます。それからウガンダは丸紅と日商岩井でございます。ただいま申し上げましたのが貸し付け契約締結のものにつきましてはまだ輸出者は決定いたしておりません。

○増本委員 ところで、あと関連してなんです

スを現地でつくりましてその液化天然ガスを運んでくるためにLNG船というものをつくらなければいけないわけでございます。そしてそれが当然のことながらプロジェクトの中に入ってくる。ただ船舶というものは元来譲渡可能であり、かつ国

○増本委員　それから、貿易の統計を見ますと、最近の統計の中では南アフリカ共和国との貿易の現状というのが、オーストラリア、ニュージーランドなどと一緒にその他というぐあいになって、それでここだけの、一国だけの明確な数字という

協定とそれからアフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案、これで若干疑問の点を伺いたいと思いますが、まず、協定に関することです。から外務省に属すると思いますが、第三十三条に「原参加者でない国は、この協定に反しない条

全体から見ると、やはりそういうような一つのワ
ク内で規定したような色彩が非常に強いわけであ
りますが、経済援助を行なう場合には、ひもつき
というものは正しなればならぬというのが一
つの大きな眼目になっておるわけでありませうか

が、この点はどういふふうにお考えになつておられましようか。

○林(大)政府委員 先生御指摘のとおり、援助資金をできるだけ有効に活用するという観点からいへば、世界じゅうの国々から最も質のいい、最も安いものを調達すればいいわけでありまして、したがってアンタイングを日本が先立って主張しておられますゆえんのものもそこにあるわけでございます。ただ同時に、このアフリカ開発銀行ないしはアフリカ開発基金のように、新興国の集まりであり、かつおのおののセクショナルリズムが非常に強く意識されておるといふ国柄におきまして、またそれらの国々が集まりまして共同の事業をしよう、アフリカ開発銀行の場合には特にそのような色彩が強くて、域外先進国の加盟を認めないという立場をとつておりましたのを、今回は一歩を進めまして、域外国とも共同で作業を進めていく、ただその場合、やはり域外国が入ってくるのも、アフリカの国々の意向を強く反映して、みながいいという国でなければ入れたくないという希望が強いようであり、またそのような空気を反映いたしまして、その物資の調達先、役務の調達先は、その域内の構成国及び先進国からこの基金に加わつてきたいわば仲間だから調達したい、そのほうがまた資金の基礎を潤沢にするゆえんでもあるといふことで、このような規定が設けられましたゆえんのことを考えてみますと、日本もこの協定でこの部分があるのは非常にぐあいの悪いことだといつてむげに排斥するわけにいかぬ、これはこれなりに一つの考え方であるといふふうに考えまして、このままでこの協定に参加したいといふふうに考えている次第でございます。

○広沢委員 いま、第一次国連開発十年、一九六〇年代はそういうことであつたのですが、その一つの反省の上に立つて第二次国連開発十年といふことで、一九七〇年代はそういうことではないかといふことですが、その中に一つの問題は、二国間におけるそういうひもつき援助といふようないまままで摩擦を起こしてきた問題をなくして、でき

るだけ広い分野にわたつてこういう南北問題の解決といふことに当たろうといふことでありますから、従来とはこの中身を見まして多少変わつておることはわかるのですけれども、総体的にはやはり少しワグが広がつた程度で、域内だけでものごとを処理しようという感じが出ておるのではないかと。それにこの協定に調印し参加する場合においては、当然出資の内容から考えてみまして理事も出すことになるのではないかと。それから総務は各参加国から一人ずつ出ていくわけでありまして、当然わが国の主張としては、そういういふ言うような過去の問題をなくする方向でやはり考えていくべきじゃないかと思うのですが、これは意見として申し上げておきたいと思つたのです。

それから、アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案で、第三条に国債による出資等といふのがありますが、これは「本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資することができ」といふことになつております。この場合どうなんでしょう、これは、全部をわが国としては国債で一応出資するといふ形をおとりになるのではありませんか。

○林(大)政府委員 第三条の第一項は、全部もできるし一部もできるといふふうに授權をしておいたのだといふ趣旨で規定は書かれておりますが、実際問題としては、現在のところ全部国債で出資したいといふふうになっております。

○広沢委員 そこで協定の第九条、出資の払込みでありますけれども、この中に「払い込むべき出資のうち基金の業務に必要としない部分を、参加者又は第三十三条の規定に従つて参加者が指定した寄託所が発行する手形」といふゆる日本といえど日銀手形、日銀発行ですね、国債で受領する、こういうことになつております。要求があり次第それは支払うといふことであります。そのあとに「基金が自己の管理費その他の費用をまかなうための収入を得るため、預金し又は投資することができ」とこれは運用を書いてあるわけですね。ですから、この意味からいいますと、基金側の

ほうに立つて考えた場合に、これはやはり国債といふよりも、こういう運用のしかたをするようにすれば先に払い込んでほしいといふような意向もつかえないわけではないのですけれども、その辺の感觸はどうなつておられるでしょうか。

○林(大)政府委員 実際問題といたしましては、国債で出資いたしまして、請求があり次第キャッシュにするわけでありまして、したがって第九條の第一文で現実に発足すると直ちに払い込むわけでございますから、したがって、そのうち基金が現実に金が必要になればどんどんキャッシュを請求してくれば、国債をキャッシュにかえることはできる。ただ、御指摘の短期的運用の規定がございまして、ここにも書いてございしますが、大体は預金し投資をする、これは短期的に保有しております資金を関係国にたとへば銀行預金いたしましたりあるいは国債を保有いたしましたりすることになるわけでございますけれども、しかしそれを無制限に金をもうけるためにやるといふのは通常はいたさないのが、この種の国際地域開発銀行の現実でございます。

現実金が必要ときに国債の現金化を求める。ところが国債の現金化を求めたところが、キャッシュにしてから相手方に貸し付けするまでの間に若干の時間がある。それから貸し付け先から元利の償還がありました場合に、その元利をさらに次のプロジェクトの貸し付けに支出するまでの間に時間がある、あるいはそれをもとにして月給を払いましたりあるいは物品代を払いましたりするまでの間に時間がある。その場合に、そのキャッシュのままで置いておくのはいかにも不経済だから、そこで預金なり証券なりに運用するといふのが通常の姿でございます。最初から現金出資を求めてそれを投資して収益に充てるというところは、通常はいたさないわけでございます。

それで、このしまいからの第二文は、そういうようなないわば資金運用の規定であるといふふうに解釈いたしております。現実にアジア開発銀などもかなりの資金の運用はいたしておりますけれども

も、これはかりにアジア銀債を発行して手取り金が入つたといふ場合に、それが直ちに支出に充てられるまでの間運用しようといふことはいたしております。

○広沢委員 次に、第六條の参加国の当初出資ですが、これは自由交換可能通貨で払い込みは三回の均等年賦になつていまして、これはそういうこととで今回予算には国債の発行といふことを一応義務づけて、予算の上にもそれをあらわそうといふことになつておりますが、その最後のほうに、「基金は、基金の業務が必要とする場合には、第二回及び第三回の分割払いのいずれか一方又は双方について早期に払込みを行なうよう要請することができ」と。ただし、そのような払込みは、完全に各参加者の任意のものとする」と、こういうふうになつておりますが、この点についてはどういふお考えをお持ちになりますか。三年年賦であるから三年といふことになるのか、それともそういう要請があつた場合においては、こういうふうになつていくけれども早期に払い込むことを考えるのか。といふことは、どうせこういうふうにして参加することについては賛成でありますし、ならばむしろ向こうが望む方向にとつていくのが適当じゃないかと思つたのです。そういう考えで伺ひたいのです。

○林(大)政府委員 この第六條の第二項の規定は分割払いを規定しているわけでございますが、この分割払いの規定によりまして各国は基金のおの一定の資金繰りを予定する。ところが基金の業務が実際に発足して見ますと、非常に業務が円滑に行なわれ、早く支出が行なわれまして、資金繰り上第二回または第三回の分割払いを少し繰り上げたほうが資金繰り上有利がたい。しかしそれを強制するといふと、それは各国の資金繰り上予定していたものと狂つてまいりますので、そのような場合には前向きな姿勢で対応してくれる国だけはそういうふうにしてくだいといふことが、このただし書きを含めました最後の二文でございます。

先生御指摘のとおり、この第二回及び第三回の分割払いの期日をもっと繰り上げるといふことも一つの考え方かと思ひます。またあるいは繰り上げ払いをただし書き抜きでやるといふのも一つの考え方と存じますけれども、しかしそもそも基金協定というものがその基金の立場とそれから金の出し手になります参加国の立場との相互の調和の上に築かれた妥結の産物でございますから、したがってこのただし書きといふことによつて双方の立場の調和をはかたといふことではないかといふふうに考へております。

○広沢委員 それでは一般的な経済援助の問題について若干お伺いしたいと思います。私の手元には一九七一年の実績しかありませんので、それをもとにしながらお伺いしたいと思つたのですが、一九七一年の経済協力の実績は二十一億四千百万ドル、こういうことになっております。そのうちの五〇・七％がアジア、中南米が一七・一％、中近東が四・五％、アフリカ六・八％、国際機関が二〇・九％となっておりますけれども、これは二国間援助に限定して考えますと、アジアで六四・一％です。二国間の政府開発援助の場合には九八％と、非常にアジアに偏在している形になつてゐるわけでありまして、今度アフリカにこういう基金に参加するといふようなことから、もう少し地域拡大、視野を広げていこうという意図であらうと考へるわけですが、このように今日まで東南アジア、アジア諸国——東南アジアといつても五〇％ですから、そのアジア諸国に偏在したこれからの経済援助のあり方を今後どういふふうにか考へていかれるのか。このアフリカ基金に参加するといふことが一つの拡大の芽だと思ひますけれども、その点について。

○御座政府委員 わが国のこれまでの実績は先生御指摘のとおりでございます。わが国自身の反省としてのみならず、同じく開発途上国を援助しております各国からも、日本の援助があまりにもアジアに集中し過ぎていふやしないかといふ批判も行なわれております次第でございますので、私ども

もいたしましては、かねがねこれを援助の地域的拡大という方向に考へを進めてまいりたいといふふうに考へておりました。御指摘のように、この開発基金に参加いたしますのも一つの大きな機会であると思ひますが、そののみならず、最近におきましてアフリカ各国にもバイラテラルの経済援助をいろいろと話し合ひを行なつておるといふわけでございます。

○広沢委員 わが国の経済協力の構成を見ますと、これは一九七一年の実績ですが、いわゆる政府開発援助が二四％、それから民間ベースが四六％の協力が三〇％、それから民間ベースが四六％。この政府開発援助といふのはやはり経済援助の中核といひます。それが今日でもDACでも問題になつてゐるわけですが、これをいまの実績で見ますと四分の一、非常に小さいわけですね。アメリカの場合は四七％であり、フランスの場合は六七％、ドイツが三八％、DACの平均で四二％と、こういうふうなDAC平均に比べても著しく小さい。

ですから、やはりDACに入つてゐるわが国として、その中でも経済大国という一つの観点から見られてゐるわけでありまして、この点どういふふうな今後にかつていかれるのか、その点についてお伺いしておきたいと思ひます。

○御座政府委員 御指摘のように、七一年の実績で申しますと、わが国のいわゆる政府直接援助、ODAといひますものはGNPに比較して〇・二三％といふことになっておりました。これが昨年のサンチアゴで開かれましたUNCTADの決議とはだいぶふんかけ離れておりました。まさにこのODAといふのは真の援助ではないかというのが最近の議論でございます。わが国といひましたもサンチアゴの〇・七％まで持つていこうという決議を受諾しております以上、この目標に向かつて一生懸命に努力を続けていくといふことで、これを目標に努力をしておる次第でございますが、何ぶんにもこの政府直接援助といひますものは予算の分量と直接に關係してまいりますことでもござ

いますし、それからまた政府間のいろいろな話し合ひをやつております段階でなかなか手続に時間がかかつて、いわゆる約束をしたものが実施に移るまでも非常に時間がかかるというふうなことで、俗稱パイプラインなどというふうなこともございまして、そういう点の障害を具体的に逐次排除しながらODAの分量をふやすことに積極的な努力をいたしたいと思つております。

○広沢委員 これまで一応GNPの一％、これを経済協力の目標に置いてきたわけですが、大体これが一九七一年でも〇・九六ですから、一応の目標としては一九七五年ごろまではこれは達成できることは間違いないと思つたわけですが、しかし、いまは総体的なことよりも、今度は中身の問題がいまおつたように問題になつてゐるわけですね。その点はいま申し上げたとおり非常にわが国としては少ない。したがつて、民間ベースは非常に伸びてゐるわけですから、その中でいろいろの議論はあると思ひますけれども、民間ベースのなには経済協力、援助といふことがいえるかどうかといふこともひとつ問題があらうかと思つたのです。

真の援助といふのはやはり政府の、それこそひもつきではない協力的なものが発展途上国が望んでおる援助であるといふことがいままでの会議の中でも出ておりますけれども、これがいまお話しのように、〇・七％というのが一応目安になつて、一九七五年ですか、それを目安にしてひとつ努力せよといふことになつて、わが国のほうもそれに向かつて努力するといふことでありますけれども、その点の見通しはどうなんでしょうね。

○御座政府委員 サンチアゴのUNCTADの会合のときに、確かに〇・七％の目標を達成する時期の問題も議論の対象でございましたが、いまのような現状から見まして、この時期について約束することはなかなか困難であるといふことで、わが国といひました〇・七％の目標達成の時期については約束をいたすことができなかった状態でございます。しかしながら、たとえば先ほど御

指摘のDACの平均であるところの〇・三％ないし四％の段階までにはなるべく早く到達するように、まずそのころに目標を定めていきたいといふふうに考へております。

○広沢委員 次に、援助の条件についてでありますけれども、政府開発援助の約束額に占める贈与の割合といふものは、一九七一年の実績はどういふふうになってゐますか。

○御座政府委員 ちょっと正確な資料を持ち合わせておりませんが、ODAの全体の中で贈与の占める割合は約三三％ぐらいと承知しております。

○広沢委員 これもDACのいわゆる諸国の平均は六〇％といふことになっておりました。これも非常に少ないわけですね。さらに貸し付け条件にしても除々に改善はされておりますね。しかし金利が大体三・六％ですか、返済が二十二年、据え置きが六・八％、こういうことになってゐますが、DACにおいてもこれは二・八％、それから返済が二十八年、据え置きが六・八％、こういうふうになつておりました。非常にいい条件になつてゐるわけでありまして、わが国の場合においては現物の貸し付けあるいは延べ払いの分が含まれておるわけで、円借款だけを考へた場合においてはまだ条件が悪くなるのじゃないかといふことなんです。この点もこれは非常に改善していかなければならない問題じゃないか。いわゆるアフリカ地域に対するそういう援助の拡大といふことから考へてみても、いままでの東南アジアに集中されておつたような実績の中から考へると、この条件も相当改めなければならぬと思つたのですが、この点についての見通しはいかがでしよう。

○御座政府委員 これも昨年でございしますが、昨年の十月にDACの上級会議というのがございまして、そこでこの援助条件緩和の勧告というものが採択されております。その中でグラントエレメントという字を使つてゐるわけでございますが、平均のグラントエレメントを八四％にするように努力せよといふことになつておりました。わが国の

現状ではいまの無償援助そのものも含めしたODAのグラントエレメントが六五〇程度というところになっておりまして、約二〇〇程度の努力をこれからしなければいけないわけでございますが、こういう勧告に従いましてもうDAC諸国の平均はいまの勧告に非常に近い八二〇程度になっておりまして、ほかの国からはこの八四〇という目標はあまりに低過ぎるという批判もあつたくらいでございますので、わが国とほかの若干の国がDAC加盟国の中では著しくグラントエレメントが低いという状態でございますので、この点につきましても今後大いに積極的に努力を続けて条件の緩和をはかりたいと考えております。

○広沢委員 要するに経済援助というのは、国民の勤労の蓄積をこれは使うわけでありまして、いままでのようないろいろな批判がありますけれども、そういうかえって相手に喜ばれるようなやり方、条件、こういうものを考えていかなければならないと思うのです。いまいろいろ平均の数字をあげながらお話ししたわけですが、やはりそういう面では基本的には努力をしていかなければならない面がまだ数々残されておるのです。国内事情の関係もありますから、一べんにいかなければよくわかりませんが、

そこでもう一点お伺いしておきたいのは、技術協力の問題ですけれども、これも幾ら資金を回したところで、技術協力というものがこれからやはり援助の中では相当大きなウェイトを占めていかなければならないと思ひます。それにしまして、これはまた数字をあげて申し上げますと、一九七一年で二千七百七十万ドル、こういうふうにこれは年々伸びてきています。しかし、その経済協力総額に占める技術協力の比率というものは非常に少ないわけですね。この実績でいうと一・三％です、ドイツでも一・一％、フランス三・〇、英国が九・〇、DACの平均で九％ですから、もう一・三％じゃこれは極端に少ないわけですね。そういう面についても、今後これは十分考えていかなければならない問題だと思ひますが、いかがで

しょうか。

○御座政府委員 まことに広沢先生御指摘のとおりでございます。技術協力の全体の経済協力、あるいはODAの中で占める比率というものを今後極力増加するように努力いたしたいと思つておりますが、何ぶんこれは政府援助の中でも直接予算と密接につながつておるものでございまして、特に技術協力につきましては外務省の予算の問題でございます。その点につきましても外務省といたしまして、今後積極的にこの面の予算の増加をはかつていきたいというふうに考えております。

○広沢委員 時間がありませんので、外務省の経済協力費の中で具体的に伺ひたいのですが、この中に日本青年海外協力隊派遣事業委託費というのがあります。これは経済協力費の中で相当大きなウェイトを占めておるわけでございます。ね。何も私はいまお伺ひしようということではなく、この協力隊がどうこうというのではなくて、むしろ協力隊を充実して、やはりこういうふうなアメリカの平和部隊のああいふ感じじゃなくて、日本の場合は技術的な協力というところを行なつていくわけですから、むしろこういう面を充実していかなければならないと思ひますが、その実態というのはどういふふうになっているのか、簡単にひとつ御説明いただきたいのです。

○御座政府委員 青年協力隊の予算につきましては年々増額をはかつておりまして、当初予算額で申しますと、四十四年度で八億八千九百万円、それが四十七年度には十六億八千七百万円というふうな増加を見ておるわけでございます。したがうして、これに伴ひまして、隊員の数につきましても逐次増加をはかつてまいつておるわけでございます。しかしながら、先生いま御指摘のように、日本の青年協力隊と申しますものは、ある意味で若い人の力によります直接相手国の民衆の中に入つていっての技術指導というように点を力置いております。したがうして、要請をする側の望んでまいります業種に適当な人を派遣しな

ければいけない、そういう意味で語学の問題、相手の希望します業種の問題、そういうような点から、なかなか隊員を募集するときにいろいろな困難がございまして、予定されました予算になかなか満たないような場合が見られております。こういう点につきましては、いろいろな問題点もございまして、青年協力隊の事務局というものが置かれておりますが、そこでもってそういうたような障害を次々と克服して、予算の範囲に極力見合うように、隊員を拡充していきたいということ、施設の拡充、それから語学の訓練の拡充、そういうことに努力をしておる次第でございます。

○広沢委員 私も、過去アフリカに参りましたときに、ケニアやあるいはタンザニアでこの協力隊の人々と懇談する機会を持ったことがあるのですが、趣旨としてはむしろ最も力を入れていかなければならない問題なんですが、現実にはそういう意向からこれだけの大きな予算を組まれているわけでありまして、現実には隊員数についても予定の予算の定員といふことが、その数よりも実際の派遣される人数といふのは非常に少ないわけですね。そのために、毎年毎年予算が非常に余つてきているという現状が出ておるわけでしょう。技術協力の中で、具体的にこういうふうな役務の提供といふことが、こういうことをやっていかなければ、力を入れていかなければならない中で、やはり経済協力費の中でそれだけの大きな金額を組まれておつても、実際には使つてないという面が出てくるわけですね。

たとえば四十四年には六千五百万も余つていて、四十五年には約一億近くも結局予算を余らしてしまつた、四十六年にはこれは通貨調整の関係もあつたと思うのですけれども、二億五千九百万も余つておる。毎年大体三億四千万くらい予算はふえておるが、こういう状況が出てきておりますね。その他の面にこれを使つたとして、運用したとしても、実際の不用額としても相当の金額が出ておるわけですね。四十七年度も見込みで約

一億数千万円はやはり残して残るだらう。

こういうような実態で委託費としてただ委託するだけでなくて、政府みずから具体的にこういうことについては積極的な態度をとつていかなければ、それは協力隊の事務局というものが東京にあって、全国的にいろいろやつておるようでは、なかなかそういう小さな範囲の中でやつておれば、なかなかそれは底もみせんし、あるいは隊員に対する待遇にしても派遣にしまして、あるいは訓練にしまして、そしてまた二年間なり二年間というものを終つて帰つてきたあとの再就職の問題にしまして、その位置づけというものが明確でないと、やはり気分としては行きたくないという気分になるでしょう。ですから、過去に登録人員が多いときは五千名以上こえたけれども、現在は千数百名ぐらしか登録されていないというふうな実情ですね。

ですから、そういうようなことを考えてみるならば、技術協力であるとかなんだかんたいいまして、でも、こういう一つの例をとらえていっても、まだまだ政府のこういう具体的なものに對する検討は足らないんじゃないかと思ひますが、その点どういふふうか——これ一点をとらえて、具体的に伺ひたいのですが、これをどういふふうによつていけるか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○御座政府委員 まさに御指摘のような諸問題がございまして、たとえば隊員の訓練というところにつきましても、訓練設備が不十分であれば隊員を一時にたくさん募集ができないということになりますので、この点について拡充も現在予算をとりまして、それをかけております。それからまた地方での公募の確保につきましても、従来外務省はなかなか地方に手足を持ちませんでしたので、むしろ少し点がございまして、たまたま移住関係の仕事が少し手がついてきておるというふうなこともございまして、そちらのほうの人を利用して公募の関係の仕事もやつてもらふというところで、都道府県の担当の方にとときとき集ま

ていただいているいろいろお願いもしていくとか、またいまの隊員が勤務しまして帰ってまいりましたあとの身分保障の問題というふうなことも、これは非常に問題がございますので、いわゆるいろいろな保障を行なうとかというふうなことで解決をしていくというように、いろいろ予算の上でも技術の上でもくふうをこらして、現在せっかく努力している次第でございます、私みずからも青年協力隊の事務局長をしばしば督促いたしまして、そういった方面で諸種の改善をはかって、何とかしてこの予算を十分使いこなすように努力している次第でございます。

○広沢委員 まあそれは督促しているだけじゃなくて、具体的に政府が施策を講じていかなければならぬと思うのです。私も事務局長に若干お伺いしたところによると、今度は募集も都道府県にお願いしてやるというふうなことを考えているようです。しかし、それだけで十分充実したものになるかどうかということは問題だらうと思うのです。ただ、技術者を海外に技術援助で派遣してこれをやることも大事でしょうが、さらにやはり生活にどうか、もっと現実に密着した、技術援助方式というのはこういう部門を充実していくべきじゃないかと思うのです。また、青年に海外的な視野を持たせるといふ意味から考えても、もっと意欲的にこういうものに對しては積極性がなければならぬと思うのに現実が少ないという、そして現実にはそれだけの大きな、毎年大蔵省としてほとんど予算を組んでいられるけれども、それが一億円も二億円も不用額で、不用額というか残として、その目的のために具体的に使われないで残していくというふうなやり方というのは、これはもう問題じゃないかと思うのです。

この点に關して大蔵省自身は、これはこういう使い方、私は予算が多過ぎると言っているのじゃないのです、むしろこれを今後もっと充実していかなければならぬと思うのですが、現実の施策と相まってこれは予算というものは考えていかなければならぬのじゃないかと思うのです。その

点について政務次官の意見を伺っておきたいのです。

○鴨田委員長 山本政務次官、簡明にやってください。

○山本(幸)政府委員 経済協力の中で技術協力、技術協力の中で特にそうした人たちに人的なエレメントを強化していくという面は非常に大切な仕事でございますから、いまおっしゃることはまことにごもっともなことでありまして、予算方面におきましてもそういうふうなやり方でひとつぜひやっていきたい、こう思っております。

○広沢委員 質問はまだ残っておりますが、約束の時間でありまして後刻に譲ります。

○鴨田委員長 午後一時より再開することにし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十三分休憩

午後一時十八分開議

○大村委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質を続行いたします。佐藤鶴樹君。

○佐藤(鶴)委員 きょう大蔵大臣はアジア開銀に御出席なさるわけでありませうけれども、アジア開銀に對する日本の基本的な態度について若干お伺いをしておきたいと思っております。

まず、国金局長にお聞きしますけれども、アジア開銀に入れる資格というのはどうなっておりますか。

○林(大)政府委員 アジア開銀に入れる資格は、アジア開銀協定に規定がございまして、銀行の加盟国は、国際連合アジア極東経済委員会、いわゆるエカフエでございますが、エカフエの加盟国それから準加盟国、これが第一のもの、第二のグループは、「その他の域内国及び域外先進国で国際連合又はそのいずれかの専門機関の加盟国であるもの」これがアジア開銀の加盟国になれることになっております。

○佐藤(鶴)委員 大蔵大臣、そこでいま国金局長

が読まれたように、アジア開銀の協定の第三条に書いてあるわけでありませうけれども、いま台湾が入っているわけでありませう。これはいま第三条のどういふ資格で台湾がアジア開銀に入っているのか、これはどういふふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○愛知国務大臣 これは設立当初は国連の加盟国でもあり、エカフエの一員でもあり、そして出資もしているという関係で、そのまづながつて現在事実上参加している、こういう状態に相なっているという理解をしております。

○佐藤(鶴)委員 確かに事実上はそうなっているわけですね。ところが、あくまで基本的には、アジア開銀というものは、第一のグループはエカフエの加盟国でなければいけない、こうなっているわけですね。そうしますと、この前エカフエの総会が行なわれたのでありますけれども、明らかにエカフエの中国の代表は中華人民共和国が来ているわけでありませう。そうなりますと、現状においては、つまり一昨年の秋中華人民共和国が国連に復帰をして以後は、台湾としてはアジア開銀に入る資格がないと考えるのがこの協定の正しい読み方だと思ひますけれども、これは大臣、いかがお考えですか。

○愛知国務大臣 エカフエでも、中国の代表から意見も出ておるようでありませうが、私の承知しているところでは、これはアジア開銀の問題として、加盟国間において何らかの態度が相談されるであらうというふうな趣旨で、その問題はエカフエとしての決議ということにはならなかつたように承知いたしております。

○佐藤(鶴)委員 あくまで、アジア開銀というのは、形式的にはエカフエとは別の法人格であるわけですね。ところが、国金局長、アジア開銀に現在の台湾地域が加盟をしたとき、これはどういふ資格で入っていましたか。中国というところで入っていますか。どういふことですか。

○林(大)政府委員 現在、中国が加盟国でありまして、問題となるのは、むしろ代表権の問題ではないかと思ひます。

○佐藤(鶴)委員 四十一年六月の本委員会が審議されているときも、政府側は、中国ということではこれは加盟をしていられるわけですね。通産省の質振局のつくっている「経済協力の現状と問題点」というところでも、経済援助について、私の手元にある一九七〇年の統計では、これは「中華民国」カッとして台湾という取り扱いになっているわけですね。ところが七二年版になりますと、これがアジア開銀銀行の加盟国ということになって、「台湾」という形になっているわけですね。それから「特別基金に對する各国の拠出状況」にも、各国というところになって「台湾」ということになっているわけですね。

外務省にお伺いをしたいわけでありませうけれども、いま外交上台湾について、これはこの通産省の資料にあるように、あくまで国なのか、また、国と考へていらつしやるのか。それから、いま問題になっております、エカフエの加盟国でなくなつた台湾がアジア開銀に入ることが、外交上明らかに二つの中国を是認する形にならざるを得ないと思ひますのでありますけれども、その点について外務大臣の見解はいかがでしようか。

○大平国務大臣 わが国としては、去年の九月、中国との間に国交の正常化をなし遂げまして、台湾という国を認める立場にないわけでございます。

○佐藤(鶴)委員 そうしますと、外務省の見解としては、御存じのようにエカフエには加盟してないわけでありませうから、アジア開銀に台湾が入っている現状について、おかしい、また資格がないというふうに考へていられると理解してよろしゅうございませうか。

○大平国務大臣 これはアジア開銀の問題であると思ひます。アジア開銀におきましてこの問題が取り上げられておるといふように、まだ伺っておりません。同時に中華人民共和国が参加の意向を表明されておるとも聞いていないのであります。これを、そういう状態においてアジア開銀は

どのように処置してまいるかということになるわけですが、わが国は有力な参加国の立場を持っておることは当然でございますので、もしそういう問題が出た場合におきましては、参加国の意向も十分たざなければならぬことは当然でございますし、また中国との間の正常化、日中友好関係というものを念頭に置いて処置しなければならぬことと考えております。

○佐藤（観）委員 どうもよくわからぬ部分があるわけでありまけれども、問題は日本の外交の中国問題に対する基本的な考え方、それから具体的処置のしかたになってくると思うのです。つまり、日本として二つの中国をとらない、したがっていまして台湾は現在では国ではない、こういう見解に立つならば、どこかの国か、あるいは日本から提案するかもしれないけれども、現在アジア開銀の中に台湾ということが入っている、しかも融資についてもたいへん額が多い、こういうことをそのまま認めることは、日本の外交政策としてきわめて矛盾をしているのではないかと、こう思うわけでありまけれども、その点はいかがでございますか。

○大平（國）大臣 いまお答え申し上げましたように、日中友好関係というものを踏まえた上で、日本が参加国の意向も十分聴取しながら対処することとで間違いないと私は考えております。

○佐藤（観）委員 話はちよつと戻るようでありまけれども、この問題は、大平外務大臣がいみじくも言われましたように、中華人民共和国がアジア開銀に入れてくれというかどうか、これはまた話は別の問題だと思ふのです。ただ、私が問題にしたいのは、こういつたいろいろの問題、四十一年にこれが出されたときに、やはり反共の銀行ではないかということの数々いわれたわけでありまけれども、そのときには、エカフエの加盟国という関係で、中国が国連に復帰するまで入っていたわけでありまね。

そういうことになりましたと、大蔵大臣、どうなんでしょうか、これは現在、この協定上台湾が――

冒頭にお聞きしましたように、確かに経過は私もわかります。経過はわかりますが、台湾は、現状において資格はたしてあるのか、協定というところの資格があると考えていらつしやるのか、ないと考えていらつしやるのか。それは大平外務大臣の、現状の日中関係、日本の政策、そういうものを踏まえて、現在資格があると考えていらつしやるのか、ないと考えていらつしやるのか、それはいかがでございますか。

○愛知（國）大臣 日本としては、中華人民共和国政府との間に国交が回復されて、そして同時に国連の有力なメンバーでもあるし、日中友好ということが私どもは日本外交の基本方針であると思ひますから、日本としての態度ははっきりしていると思ひます。同時にアジア開銀については参加国が非常に多くて、その中には、通称で言えば中華国民政府ですが、これを承認してその関係は継続してあるところもまだ相当あるわけでございます。ですから、アジア開銀としての態度ということになりますと、十分その辺のところを日本としては、日本の立場を踏まえて根回しとか何とかいろいろやりまして、好ましい結論が出るようにすべきであらう、私は基本的にはこう考えておりますが、しかしいま予定されている今回のアジア開銀の総務会という形式で呼ばれておりますが、そのアゼンダにはこの問題まだ出ておりませんから、これは私が行ってみませんとどういう姿でどういうふうに取り上げられつつあるかわかりません。私としては、いま外務大臣も言われたような基本的な態度を胸に入れて適切な行動をとりたい、かように考えております。

○佐藤（観）委員 私が伺っているのは、いま大臣が言われた好ましい結論というのとは一体どういうことなのか。それは先ほど大平外務大臣が述べられたような日中関係促進、こういつた政策と相矛盾したことはないのだから、好ましい結論というのとは、大臣が言われているのは、あなたは今までアジア開銀の中で定められることだということでありまけれども、それは当然

うでありまけれども、その中で日本の態度というものが一つのポイントになるわけですね。日本外交にとつて、日本の態度はどういうことなのか。最終的には日本の結論だけがアジア開銀の結論になるわけではありまません。日本の一つの意見として、それがどうなるかはわかりませんけれども、少なくとも日本の意見はどうか。台湾がはたして資格が現在あるのかないのか。資格がないといつてもこの協定には追い出しの条項はないのです。ないですから、それはまた別に考えるとして、はたして協定上資格があるのかないのかというところ。それから、好ましい結論というのとは一体どういうことを想定されているのか。あくまで結論はアジア開銀の中で定められるにしても、日本政府としての態度はどうか、この点についてお伺いをしたいわけであります。

○愛知（國）大臣 一つはいまお話しの中にもありますように、国連憲章のような加盟とか脱退とかあるのは除名とかいうような規定もはつきりいたしておりませんし、それから組織としても政治的な国際機関でもございませぬから、おのずから処理方法についてはやはり多数の合意の中で結論を出していくよりほかにしようがないだろう、こう考えますが、日本としては、これは直接のお答えにならぬかもしれませんが、同時にこれは国際通貨問題におきまして日本の主張というのは、世界は一つであつてイデオロギーを越えて、国境も越えて世界が一つのワールドエコノミーというのを主張しておる立場もございませぬから、いづれも日本と友好関係にある国々が参加国でありますから、これらのコンセンサスがうまくでき上がっていくように配慮していかなければならない。日本外交上の基本政策というものはきわめてはっきりしておりますから、それを体して、かつアジア開銀というふうなもの組織が円滑に今後とも動いていくように、それからさらに進んでは、中華人民共和国政府がやはりこういう組織に入る意向を表明してくれらるということがまた望ましいことではないか、私はこういうふうにも考えておる次第でございます。

○佐藤（観）委員 私はその言を延長していきますと、日本外交にとつてきわめて大きな問題になつてくると思ふのです。融資の額にしましても、韓国と台湾とが大きなパーセンテージを占めているわけですね。そしていまこういつた日本外交が中華人民共和国を唯一の正統政府と認めているという現状において、片方の関税定率法でいけば御存じのように地域ということになつておるわけですが、そういつたところに援助をする、これは日本の外交政策としてたいへん大きな問題を含んでいふと思ふのです。やはりはつきりしていかなければいけないのは、大蔵大臣のおことばの中では、いやくも外国と結んだ協定の、しかも参加できる資格が、どうも現状からいへば大臣が一番最初に述べられたようにきている関係できわめてあいまいに、きわめて広くとられてしまつておる。

外務省にお伺いしたいのですが、国際協定課長の提さんどうですか。これは国際協定上、アジア開銀の第三条というのは御存じのような状況で、中華人民共和国が国連に復帰をしてから、この情勢を考えてみますれば、第三条にいうところのエカフエ加盟国にはなつていないし、したがってアジア開銀の入れる資格にはならぬ、こう読むのが国際協定として当然の読み方だと思ふのです。これが違ふということになりますと、今後国際協定の読み方というものはずいぶん変えなければいかぬと思ふのですが、これはどういふふうに考えておられますか。

○堤（説）委員 まず第一に、第三条の規定は、新加盟の条件を定めたものでありまして、一たん加盟した加盟国の地位というものはこれはアジア開銀の組織において定められるもので、アジア開銀の決定にまつところが大きいと思ひます。それから二番目に申し上げたいことは、先ほど御指摘があつたことでありまけれども、いまの台湾を中国として承認している国があるわけでございますし、また現在も台湾が正式に専門機関の加盟国となつておるということから、この第三条の規定に

徴しても新加盟の資格は備えている、現状では備えているものであるということが言えるのではないかと考えます。

○佐藤(親)委員 これは私はたいへんな解釈のしかただと思えます。台湾がエカフエ加盟国でなくなつたわけですね。そこで、あなたはいま国連の専門機関に入っているといっているけれども、第二の、後段のほうは、域内国及び域外先進国で国連ないしは国連の専門機関に入っているといふこととありますから、台湾が域外先進国の国連専門機関に入っているといふことと見なさないわけでしょう。どういふ資格で台湾がアジア開銀法の第三条にいうところの加盟国になる資格があるのですか。

それから、アジア開銀に加盟している他の国がまだ台湾を国として認めているといっていますけれども、問題は、あなたは日本の外務省の協定課長なんですね。日本と台湾との関係、日本と中華人民共和国との関係が問題なのであって、他の国が認めているから日本は台湾を国として認めているわけじゃないでしょう。きわめて私は大切なことだと思ふのです。台湾がどういふ資格で第三条のどの部分に当たって入れるのですか。

しかももう一つお伺いしておきたいことは、これは加盟しているときには、先ほど私も伺いましたように、あくまで台湾——中華民国というこじやなくて、政府の答弁は中国というこじで、通産省の資料をかりれば「中華民国(台湾)」という形で入っている。あくまでも中国の代表として入っているわけですね。それが御存じのように一昨年の秋国連に中華人民共和国が復帰をして、台湾の中国代表権というのはいなくなつたわけですね。そういうことから考えますならば、いまの説明というのは説明になっていないと思うのです。いま一度、第三条で台湾が加盟国となる資格があるかないか、どの点であるのか、これをお伺いしたいと思います。

○提説明員 私が申し上げましたことは、この協定の条文の解釈でありまして、それ以上は全然出ておりません。また事実を申し上げただけでありまして、日本の政策には関係ございません。この協定のテキストの上で、国連の「専門機関の加盟国」というのは「域内国」にもかかっているといふことをまず御指摘したいと思ひます。それから、現在は台湾と私もみなしておられます中華民国は、ある種の専門機関の加盟国の地位を保有していることは事実でございますので、これは協定の解釈と事実だけを申し上げた次第であります。

○佐藤(親)委員 これまたたいへんだと思ひます。台湾は日本政府としての見解は域内国ですか、域外国なんですか。そんなばかなことを言つてはだめだよ。

○提説明員 この域内国と申しますのを解釈いたしますのは、日本政府の立場として申し上げたわけではございませんので、その協定の条文を客観的に解釈すればそういうことになるということでございます。

○佐藤(親)委員 客観的にと言われまますけれども、それでは日本政府としてこれを読む場合に、台湾というのは域内国になるのですか。

○提説明員 日本政府としての立場と、この協定の客観的な解釈といふことはおのずから別でありまして、その域内国といふことをいろいろに解釈する国はあるかと思ひます。ちなみに日本から見れば、現在の台湾は国とはみなしておりません。

○佐藤(親)委員 いいですか、アジア開銀に入つたときに、あくまで現在の台湾地域というのは中国として入つたわけですね。しかもこの条件としては、エカフエの加盟国だといふことが第一グループにあるわけですね。そのときには台湾だったわけですね。これはいいか悪いかは別として、現実としては台湾だったわけですね。中華民国だったわけでしょう。中国として入つてきたのは、ところがそれが御存じのような中国の国連復帰によつて、中国といふ国を代表する国は、日本も認めるところは中華人民共和国になった。あるいはあなたが外国でまだ台湾を認めるところがある

言っているけれども、国連では——専門機関はまた別ですよ。別だけれども、国連の総会では中華人民共和国が中国の代表であるといふことと入っているわけですね。中国として台湾が入つた、その台湾が中国でなくなつたらば、その中国といふのは中華人民共和国が今度このエカフエの加盟国として入るのじゃないですか。

こういった基本的な問題を、私は問題のすりかえだと思ひますけれども、あなたが言うのは、それではいま台湾が入っているのは、この第三条の域内国だといふのですか。協定は域内国と台湾を認めるというのですか。つまり現在は資格があると、こういう見解ですか。

○提説明員 私の答弁の冒頭に申しましたが、第三条の規定はあくまでも加盟の際の資格を申し上げるものでございまして。現在の台湾の地位に關しましては、御質問の趣旨は、結局その地位はアジア開銀といふものが、その組織が決定すべきものである、そういうふうにご考へております。

○佐藤(親)委員 そうすると、確かにアジア開銀の協定は日本だけがつくつたものじゃありませんから、日本だけの見解ではないことはわかりました。ただし、日本の見解として、いま台湾の地位についてはあくまで域内国として資格があるんだと、協定はそう読んでもいいという理解に立つわけですね、外務省としては。

○提説明員 私は、日本の立場からのこの協定の第三条の解釈を申し上げたものではありませんが、この協定の条文を客観的に読めばそういう意味になる、それを申し上げた次第でございます。

○佐藤(親)委員 それじゃ大平外務大臣どうですか。いまのやりとりを聞きになりました。最初このエカフエに台湾、現在の台湾地域が入つたときには中国として入つたわけですね。これはなぜかといふと、エカフエの加盟国だったから中国として入つたわけでありまして、ところが現状は変わりました。いま台湾は国連の総会から出てい

て、台湾地域が現在のアジア開銀の資格があると考えられるのか、ないと考えるのか、これはいかがでございますか。

日本政府の態度、日本政府の考え方、これはもうアジア開銀がきめることといたつて、日本の主張といふのは当然あるんですね。その際にも協定課長さんのお話しになったのは、この協定をそのまゝ読めば域内国としての要件は台湾は備えているといふ判断でありますけれども、日本政府の判断として、あくまでアジア開銀の域内国としていまの台湾、台北政府——政府といふかどうかはわかりませんが、台北政府は資格があるといふ見解をおとりにするのですか、どうですか。

○大平国務大臣 いま問題になっておりますことは、アジア開銀における台湾の地位でございます。それはたびたび政府側から御答弁申し上げておるのとおり、アジア開銀といふ独立の法人がきめることであるといふことをまず申し上げておるわけでございます。アジア開銀には台湾の地位につきましても問題の提起が、いままでのところないといふこと、御指摘のように、中華人民共和国政府もこれに加盟の意向をいままでのところ示していないといふことを申し上げたわけでございます。しかしながら、日本はアジア開銀の有力なメンバーでございますので、問題は二つあると思ひます。

まず、日本がこの問題をアジア開銀へ進んで提起するつもりがあるかどうかという問題と、それから第二は提起が日本以外からあつた場合に、日本は参加国といつたしましてどういふ態度をとるかという問題でございます。私の考えでは、進んでこの問題を提起するつもりはございません。しかしこの問題が提起された場合に日本がどういふ態度をとるかという問題は、先ほど佐藤さんに申し上げたとおりの態度で対処したいと考えております。

○佐藤(親)委員 私は、そういう後段のふむふわとしたことでは現実の処理としてできないのじゃないかと思ひます。それで大蔵大臣にお伺いしたいのでありますけれども、このアジア開

それはそもそも韓国が大きな音頭とをやって一九六六年にできた協議会でありますけれども、韓国ですら不可欠な機構とは思わないといっているわけであります。日本にとって、こういった日中友好を進める中で、ASPAというのは大きな障害になると思うのでありますけれども、それを日本として抜ける考えがあるのかどうなのか、そ

○大平内務大臣 ASPACにつきましてもお尋ねがございましたので、お答えいたします。

本件につきましては、本院の他の委員会におきましてもお答え申し上げておるわけでございませう。すなわち、ASPACというのは自発的な地域協力の国の集まりでございまして、日本もそのメンバーの国でございまして、したがって、この組織を、地域協力機構をどうするかということ、日本だけで定められる性質のものではないと心得ております。関係国が、つまりASPACのメンバー各国が一致したコンセンサスを得まして処理してまいることが一番自然でもあり、当然な道行きであらうと考えております。

日本といましては、最近のアジアの状況から考えまして、当面、ASPACの会合は持たないほうが適当でないかと考えておるわけでございまして、ほぼそういう方向に各国の意向もなつてきておるようでございます。これが行く行くどういう始末になりますか、それはいま私が予言する限りではございせんけれども、当面これを開くことは必ずしも適当ではないと判断しております。

○愛知閣内大臣 先ほど来お話があるように、アジア開銀に対する態度が、積極的に介入の問題といえますか、これをこちらから提案をするつもりはございせんが、しかし先ほど申しましたように、これが問題に取り上げられることはあり得ることでございます。その際の態度といたしましては、日中友好であり、それから中華人民共和国が国連の代表権を堂々と持っている、この条件のもとにおいて、日本代表としては適切な行動をとりたい、こう考えております。

それから、その次の問題、またいろいろあると思うのです。これは、たとえばアジ銀がこれから金融面でどういう活動をするかということにも関連して言及されておりますが、これはやはり基本的な態度と関連するものであって、私は、日本の態度といたしますれば、その基本線に乗ってアジ銀が新しい局面において大いに活躍するように、こういうふうな心持ちでやってまいりたいと思ひ

ます。

それから、出資につきましては、そういう基本的な考えを前提にいたしまして応分の協力をすべきものである。ただ額とかなんとかいう大筋のところは、四十八年度予算でもお認めいただいておりますのでございまして、そういう線を基本に置いてやっていきたい、こう考えております。

○佐藤(観)委員 終わります。

○増本委員 外務大臣は何かはかに御用が御ありのようなので、先に外務大臣に伺いたいと思ひます。

いま懸案のアフリカ開発基金の協定の審議をしておりますので、それに関連してひとつ伺いたいのは、私も再三言明しておりますように、こういう経済協力はやはり自主平等、内部問題不干渉の立場に立つて行なっていくなければならぬ。しかもその立場からすると、いまアフリカ開発協定の中で当面参加国または構成国になつていない南アフリカ共和国の關係が、これは国連の決議等ですでに再三にわたつて非難が集中しているわけですが、通商關係を見ますと、アフリカ地域の中でも南アフリカに対する貿易というものは非常に大きな比重を占めておるわけなんです。日本からの輸出が、一九七二年の十月一日現在で見ても、全アフリカに対する貿易の割合で二〇・九％、輸入が三五・七％、これは年々累増しているのです。こういう關係が一方にあるというのは、国連で非難の決議がされ、国際的な世論もそういう方向にいつている現在、外交の上でもきわめて好ましい状態ではないというように私たちが思ひます。

そういう点で、外務大臣として南アとの關係をどういうようにされるかという点と、もう一点は、もし南ア共和国がこのアフリカ開発基金に参加してくるというふうな事態になったときには、私は当然反対すべきであると思ひますが、外務大臣としてのその点の所見をまずお伺いしたいと思ひます。

○大平内務大臣 わが国と南アフリカ共和国との貿易が、アフリカの他の国々に比較いたしました

は御指摘のとおりでございまして、われわれは、アフリカにおける国際政治の状況を踏まえまして、われわれの南アフリカ共和国に対する態度がアフリカ諸国から非難的にならぬように、その理解を得られるような方向で処置いたしておるつもりでございます。

すなわち、南アと日本との貿易は普通の貿易、通常貿易でございまして、投資というふうなことは差し控えておるわけでございまして、日本はこういう自由貿易体制をとつておる国といたしまして、個々の商社側で南アとの間に物資の売り買いがあるということ、日本政府としてとめる権限もございせん。そしてそれはきわめて自然なこととでございまして、日本が必要とする資源が多い、また日本の品物を買いたいという意欲が強い關係で、他の国々よりも圧倒的に多いことは、あなたの御指摘のとおりでございまして。しかし、これは政府がそれを奨励いたしておるわけでは決してないわけでございまして。われわれは他のアフリカ諸国とあわせて友好と信頼をつないでいかなければいけないわけでございまして、南アに対する政策はこういうたてまえでやっておるのだということをよく説明をいたしておるわけでございまして。通常貿易でございまして、通常貿易でも他の地域におけるわが国の貿易の発展の度合いから比較いたしますと、南アに対する増加割合というものはずっと低い状態になつておることもまたあなたが御承知のとおりでございまして。したがって、そういう節度のある対処のしかたを今後も、いままでもやつてまいりましたけれども、今後も続けたいと考えております。

それから、アフリカ基金に対する南アの加入問題についての御質問でございまして、新規加入はこの協定の第三条の三で参加者の全会一致の議決を要することになっております。これは論理上の問題としてあり得ても、事実上そういうことは、

あなたが御指摘のような問題は起こり得ないのじゃないかと思ひます。

○増本委員 日本としてそういう事態になったときどういう態度をとるかということと同時に、この開発基金協定には私どもはいろいろ問題があり、当委員会でも、また外務委員会でも指摘をされましたけれども、いま政府のほうではこの協定に調印をしてこれを進めていこう、こういうお考えがあるわけですから、当然アフリカの中の南アが加入するのは好ましくないというふうにお考えになつておるのかどうか、またそういう事態になつたらどうするかとお考えなのか、その点ははっきりさせていたいただきたいと思ひます。

○大平内務大臣 私が申し上げたのは、論理的にはあなたのような設問ができようかと思ひますけれども、實際上そんなことはあり得ないのじゃないかと私は考えております。現実起こつた場合にどうするかというのをよく聞かれるわけでございまして、万々起こるまいと思ひるのでございませうけれども、起こつた場合はたくさん反対が出るのじゃないでしょうか。日本が特に力むほどの問題ではないと思ひます。

○増本委員 先ほどのアジア開銀の問題にしてもそれからいまの問題にしても、どうも大臣の方針というものは出たところとどういふ態度をとるか、大勢を見きわめてきめていくというふうな式で、日本の方針というのが諸外国との關係ではつきりしてないやうに思ひます。この開発基金でやつていくことになる、この構成国はほとんど、大臣もそこを踏んでおられると思ひますけれども、要するに反対があるだろう。だから、そういうことは起こり得ないとおしやるけれども、日本が自主的な立場に立つて、こういう開発基金を発足させるにあつて、南アとの關係はどうするかという点については、きちつと節度を持つた、しかもしつかりとした方針というものが当然要求されていく問題だと思ひます。先ほど経済協力局長のお話ですと、そういうときには日本は当

然反對するであろうという趣旨の答弁をなすた
のですが、大臣としても局長の先ほどの答弁と同
じ趣旨であるというように了解してよろしゅうご
ざいますか。

○大平国務大臣 いま卒然と御質問をいただいた
のでございますが、私は、あなたから南アフリ
カ基金に加入するということについてどうかと
いう御提起があったわけでございますが、いま全
くそういうことは考えられないと申し上げたわけ
でございますが、しかしもし、反対するという意
見も一つの考え方だと思えますけれども、私はむ
しろアフリカの諸国が、南アも一緒になつてひ
つアフリカの開發をやろうという気分になること
はたいへん望ましいことだと思つてございま
す。いまのアパルトヘイト政策がだんだん解けて
まいりまして一つのアフリカになるということは
非常に望ましいことで、したがって根本は二つあ
ると思つてございます。

アフリカの諸国が祝福をもつて南アを迎えるよ
うな事態はたいへん望ましい事態だと考えるわけ
でございますが、しかし当面冷たいアフリカの現
実はさうな事態ではない。おそらくさういふ問
題は提起されたいと思つて、かりにいまのよ
うな状態において提起されるということござい
ますならば、政府委員のお答えしたような態度に
ならざるを得ないと思つてます。

○鴨田委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○鴨田委員長 速記を始めて。

村山君。

○村山(喜)委員 まず初めに、お尋ねいたします
が、アメリカが一九七〇年の三月に参加の意思表
示を行なつたわけですね。そしてその後、日本と
同じ程度の一千万計算単位のものについて拠
出の意思表示を行なつておりながら、なお今日に
至るまで、アメリカの国内事情とおっしゃいまし
たが、現実に原参加国になれない事情というのは
どこにあるのですか。

○川村説明員 原参加国になれない、まださうい

うふうにもきまつておるわけでもございませんの
で、協定上御承知のとおり原参加国になれる道が
開かれておるわけですね。ただ、現在までにアメリ
カの最終的な態度はきまつてないというところは御
指摘のとおりでございますが、これは行政府とし
ては、先ほど御指摘のございましたように、かな
り早くからアメリカは参加の意向を非常に積極的
な態度で表明しておりました。現在もこれには変
わりはございませぬけれども、米国の議会との関
係におきましてまだこの話を正式に詰めるという
情勢にないというのが米政府の判断のようござ
います。そこで、協定上にも正式にまだ参加で
きていないということだと思つてます。

ちなみにその議会との関係と申しますのは、一
般に、残念なことではございますけれども、近年ア
メリカの議会における対外援助に対する態度が非
常に従来に比して慎重になつてきた。かたがたア
メリカにいたしましては、このアフリカ基金のみ
ならず、もつと前に、たとえば第二世銀に対する
出資とか米州開發銀行に対する出資の問題、ある
いはアジア開發銀行に対する協力の問題というも
のが、いわば山積しておりまして、さういふもの
をやはり順々に処理していこうということからア
フリカにつきましてはまだ十分議会と話が詰ま
つてない、こういう情勢にあるのではないかと理解
しております。

○村山(喜)委員 この協定の附屬書ですか、この
一、原参加者、この原参加者は、そこに掲げてあ
る資格を有する国々は千五百万アメリカ合衆国ド
ル以上の出資を行なつた場合において、さうい
うようなことを掲げてあります。うしろの当初
の出資には計算単位で掲げられておるわけですね。
とするならば、これは当時、計算単位のその表示
額とそれからアメリカの千五百万米ドルというそ
の単位との間には食い違いがなかったわけではな
い、それが今日の時点においては、S D R に対し
て一〇%の米ドルの切り下げが行なわれたという
関係が生まれてきたわけで、この附屬書Aの一と
二との関係においては、今日は食い違いが生まれ

てきているわけですが、これはどういうふうに通
して解釈をされるべきですか。

○川村説明員 御指摘のとおり、附屬書Aの一
のほうにおきましてアメリカドルを用いておりま
す関係上、この協定作成後におきまして、ドルの
切り下げの結果一米ドルというものと一計算単位
というものが食い違つてきていることは事実で
ございます。一と、それから二に当初出資が書い
てございます。各国の出資額を掲げてございま
すけれども、協定上は直接には関係がないというこ
とが言えるかと思つてます。すなわち二のほうは、
これはここに列記されました十五カ国及びアフリ
カ開發銀行がそれぞれ計算単位の額と約束している
を出資するということをはつきりと約束している
附屬書でございます。しかるにAの一のほうで
ございまして、これは協定本文の規定によりまし
て、署名及び批准が協定本文の規定に定める期限
に間に合なかつた国について、依然としてしか
し原参加者となるという道を開いているだけの規
定でございまして、その際に二つの条件を課して
いる。その条件のもとに普通よりもおくらせて
も原参加国と見なそうという、さういふ趣旨で
ございます。

その二つの規定と申しますのは、ごらんによ
うに、一つは一九七四年十二月三十一日までに署名
及び批准を行なう、それからもう一つは千五百万
アメリカ合衆国ドル以上の出資を行なう、この二
つになつております。ここに合衆国ドルを用いて
ありますのは、この協定作成当時、仰せのとおり
り、合衆国ドルと計算単位というものが全く等価
の関係、等しい関係にあらつたわけでございま
す。たまたま当時最高出資という意向を表明し
ていたカナダとそれから――まあカナダでござい
ますが、大体その最高のレベルまでアメリカとし
ては参加する場合には出資する意向であるとい
うことを、非公式にはたびたび表明していたわけ
です。というわけで、そこで千五百万ドルとそれか
ら千五百万計算単位というものが全く等価の關係
にあつたものですから、そこでアメリカ合衆国ド

ルというものが合意された、さういふことかと思
います。

○村山(喜)委員 そういたしますと、ベルギーを
はじめ、そこに当初出資をする国の名前が掲げら
れておるわけですが、この中で、はずれているの
はアメリカ合衆国だけだ。そのアメリカ合衆国は
附屬書Aの一の規定によりまして、アメリカとし
ては千五百万アメリカドル以上の出資をした場合
には、その期限がありますが、それまでの間に批
准をした場合には原参加者とみなすわけだ、さ
ういふことになりまして、ほかは計算単位でやり
ますが、アメリカの場合には合衆国ドルで支払つ
てもよろしい、さういふような形で出資をするの
だということになりますか。

○川村説明員 協定の本文の第六条をごらんいた
だきますと、六条の三項でございまして、「原参
加者以外の参加国の当初出資も、計算単位で表
され、」という規定がございます。これは原参加
者もさうでございまして、原参加者ではない国も
さうでございまして、いずれの国もこの基金に出
資する場合には計算単位の表示によりその出資を
行なうということ、協定上全然疑問の余地がな
く明白になつております。したがって、アメリ
カが出資する場合にも、アメリカの出資額は当
然計算単位によつて行なわれるということござ
います。

○村山(喜)委員 とするならば、アメリカとして
は、過去においても千五百万計算単位の出資を
する意思である、さういふことですから、ア
メリカドルの出資の額からいへば、その計算単位
よりも今日のレートの上から見て多額のものを
出さなければならぬ、さういふことになりま
す。○川村説明員 現在のドルに換算した場合には、
千五百万ドルというのは千五百万ドルではござ
いませんで、千六百万がさういふふうな金額が大
きくなつていくことは、事実そのとおりだと思
います。

基金の今度の措置法の審議にあたって、一体協定自身が非常に小型のものであるというようなことで、あの広大な約四十二カ国でございませうか、しかもかつて暗黒大陸といわれ、一番世界の中でも開発の程度が低位にあるだろう、こういうようなところに、しかもアフリカ開発銀行自身がわずかに二億五千四百万ドルですか、この程度の資金のうち、全部もつて貸し出されない、その何割かという程度しか融資が行なわれてないという状況の中で、これは条件があまりにもヘドであったからということでありませうけれども、今度それは緩和しようということで一億ドル足らずの基金をソフトな条件でやろう、こういうことですけれども、あの大陸に対してこれだけのものでも一体何ができるのだろうか、この協定自身があの大陸に、四十二カ国あるこの国々に対して、一体どれだけの開発のビジョンというものをもち、また彼ら自身アフリカの四十数カ国というものが、どれだけのこういう社会的、経済的な開発をみずからやっていくかという意思というか、そういう希望というか、そういうものがどの辺のところに一体あったのか、この辺のところがやはりどうもわからぬ。単にアフリカ開発銀行が非常に成績がふるわない、その使命を達していない、そのほんとうの補完的な立場で今度基金を設置しよう、その程度で一体何ができるのだろうかという、将来の、アフリカという大陸に国をなしている諸国をどういう形に発展させていこうというものが国際的に合意され、またそういうビジョンというものがコンセンサスを国際的に得ておるのか、その辺のところがどうもわかりにくいわけですね。

この辺のところに、どういうビジョンのもとにどういうアフリカをつくり上げるのだという、そういう議論というやうなものが国際舞台の中でどういうように論議されてきたのか、この辺のところはどうもわかりにくいわけであって、その辺のところについてひとつお考えを聞かしていただきます。

○林(大)政府委員 大臣ただいま着かれたばかり

でございますので、私から一応概略を御説明いたしまして、必要があれば大臣からまゝのお答えをしていただきたいと思います。が、広瀬先生よく御存じのとおり、アフリカの独立国の大部分が独立後まだ比較的历史が浅い国でございます。したがって、その国の行政運営その他におきましても、非常な意欲に燃えておりますけれども、その実際の行政運営をどうやっていくか、またプロジェクトをつくって地域的な開発を進めていく場合にも、一つの国だけではなかなかうまくいかない場合に、隣の国あるいは近隣の数国が集まりまして、たとえばアフリカの横断ハイウェイをつくるというような構想がありまして、それを具体的にどういうふうに進めていくかということになりますと、その構想の段階から実施の段階に至るまでの過程におきましては、当然のことながら先進国の資本とその技術、その技術ということの中にはいわゆる科学的な技術のみならず、行政ないしは管理面での技術、そういうところまで取り入れていかなければいけないわけでございますが、現実にはなかなかそれが思うようにスピードが上がりませんで、今日のやうな、御指摘のやうな状態になつていくわけでございます。

そのような状態の中でアフリカ開発銀行というのもまだ実績が十分にあげていない、資金の量もわずか九千万計算単位程度。これは一つには先進国からの資本の協力を十分に求めている、身内だけでやろうということはいへんけつこうだと思ひますけれども、しかしそれでは身内だけでどれだけのことができるかという、やはりそこにおのずと限界があるということで、今度先進域外国の協力というか、先進域外国と一体になって開発技術を進めよう、その進めるにあたりまして、また資金のボリュームは比較的小さいわけでありませう。ただこういうところで突破口を見つけて、先進国それから域内諸国との協力作業というもの、の始まりがあるのではなからうか。

何事も始まりは小さいのはやむを得ないと存じますので、そこでわが国といたしまして、御指

摘のように資金需要それから地域の大きさから考えればまことに数々あるものであるという御批判はまさに正鵠を得ていると思ひますけれども、これから始めるといふことで前向きに協力、参加の意向を表明しているというのが基本的な立場でございます。

○広瀬(秀)委員 御答弁をいただいたわけですが、けれども、この九千万計算単位くらいのところで、いままでよりはかなりソフトな条件でいろいろなプロジェクトに融資ができるということで、いかにも小さいけれども、まあ初めは小さい、しかし将来を楽しみにしようということであるけれども、一体いまアフリカにとって何が一番必要なかということですね。これは世界的に食糧がもう間もなく危機状態を迎えるだろうというやうなこともいわれている。したがって、あの未開発の大陸にその食糧を中心にした農業を振興させていこうというのが当面の一番大きなプロジェクト、農業開発というやうな面が初期の段階において最も必要とするものなのか、あるいは道路がやうなものの、あるいはそれ以外の軽工業というやうなもののプロジェクト、そういうやうなものでいいものか、この辺のところなどについて、やはりビジョンなき融資というものであつてはならないだろう。彼ら自身がどういうアフリカにしていこうというやうな強い意向を持っておるのか、この辺のところが私どもとしてはやはり知りたいたいわけなんです。

実際に協定に参加をした外務省からでもけつこうだし、また大蔵省でもどちらでもけつこうですけれども、いまほとんどに必要なるものを、これは一つ一つのステップ・バイ・ステップを重ねるということでなくて、最初から重化学工業的なプロジェクトというやうなものをやつても、たいへんに悪いことばですけれども、豚に真珠ということばもあるくらいである。やはり当面何が一番必要なのかというところに重点的にその投資が行なわれるやうな進歩のプロセスというものは、この未開発諸国においてやはり一つ一つステップ・バイ・ステップでやっていくというやうなことがあつてしかるべきだと思ひます。だからさういふ点で、住民サイドのニードというか、要求、ほんとうの正しいものに即応した融資が行なわれていく、ソフトな形での条件をもつてやられていく、こういうことでなければならぬと思ひます。が、その辺のところは一体どうなつていくかというところをお聞きしたいと思います。

○川村説明員 大蔵省のほうのお考えもあるいは表明されるかと思つておりますけれども、わが国として、アフリカは非常に広大な地域でございませうから、全体の開発計画というやうなものは、必ずしもはつきりしたビジョンというものは、確かにマーケットとして確立がなかなかむづかしい、それから従来の関係も必ずしもヨーロッパとの関係に比べて密ではなかつたという事実もございませう。

そこで、一体アフリカ側としてどんなビジョンがあるのかということもございませうけれども、これは一口に言ひまして、後発開発途上国が非常に数が多いということもありまして、一般に後発開発途上国の必要性というところについていわれておりますことは、やはり大きなプロジェクトということよりも、先ほど国際金融局長の御答弁にもありましたが、そういうプロジェクトをつくっていく際の経済的な基盤、社会的な基盤あるいは技術的な基盤といふか、あるいは資本の吸収能力あるいは行政一般の能力というものをまず開発するということ、非常に強いいわれていてるわけでございます。これはアフリカについても当てはまるということかと思ひます。

それから、今度できますアフリカ開発基金について、一体どのような融資計画というものをやっているか、これはまだ具体的にございませうけれども、一つの目安というところからして、現在ありますアフリカ開発銀行のほうの現在までの活動が、どのような部門に重点的に行なわれていたかというところを見ても、やはり先生御指摘のやうに、農業というところが一番最大のウェイトを置かれていられるやうでございます。それから先

ほどもお話ししました運輸部門というものも、その次にウエイトを占めているということがいえると思います。したがって、この基金のほうも、特に緩和された条件により、収益性という観点からいいますと低い経済基盤に属するもの、したがってやはり農業、運輸部門というものを中心にしたような融資活動が中心になるのではないかと、いろいろ想像されるのであります。

○鴨田委員長 広瀬君、関連です。簡明にやってください。

○広瀬(秀)委員 関連です。これ一問で終わります。いずれ日本は原参加国としておそろく総務国になるだろうと思います。総務会にも出席する、そして、このアフリカ開発基金の理事会を通じて出てきたプロジェクトについて、最終的な審査をする、あるいは方向づけをする、こういうような点での発言権というものは、当然持つわけだと思えます。そういう中で、大蔵大臣にお伺いしたいのですが、いま申し上げたように、このアフリカ開発基金が、当面どういうところに融資をしていくことが最も適切なものであるかという点について、やはり原参加国として、また最大の出資国の一つとして、どういう態度をもってこの発言をされていくか、それは多くもない資金ではありますけれども、やはりこれが最も有効に、最もアフリカの現状に適合して開発の効果をあげていくことにつながるのかという角度で、どういう態度で総務会に臨んでいくお考えなのか、その辺のところを聞いて、私の関連質問は終わりたいと思います。

相当こまかく検討し、そして協議をいたしまして、それで実行されますから、非常に的確に、詳細にわたった計画を、日本としても意見をもち、発表もいたすわけでございますけれども、多国籍の場合でございますと、やはり基金全体のコンセンサスでもって動くことになりまして、二国間の場合のように確定的なプロジェクト等について、事前に明確に計画というものを持たない場合も多いと思います。

それから、原則的に考えれば、こうしたアフリカの後援開発国は、従来からいわば宗主国といえますが、たとえばイギリス系とかフランス系とかベルギー系とかいろいろございまして、総じて言えば、やはり民生の安定、アフリカの人たちが生活のレベルを急速に向上するということになりますから、それが私は主たる目的になるのじゃないかと思えます。農業につきましても、直ちに水利、かんがいというのはいへんな事業であると思えますから、そういったような点から入っていくことが、こうした多国籍援助の対象として、一番基本的な概念として望ましいことではないだろうか、こういうふうな考え次第でございます。

○村山(喜)委員 たいへん委員部のほうで時間を気にしているようでございまして、私も協力をいたしますが、まだ十分ぐらいしか質問をしておりません。しかしやめますけれども、大臣、「経済協力の現状と問題点」というのを産産省が出しているのですが、これを見て調べてみたのですが、アフリカに対する二国間の援助総額は一億四千五百万ドルだ、それからアフリカ地域の円借款供与の分が、六六年から七二年に供与した金額を調べてみたら、四千九百万ドルあるわけですね。今度この基金に対して一千五百万計算単位で出資をされるわけですね。そういうような二国間の援助総額なりあるいはアフリカ地域に対する円借款の数字の上から見まして、あまりにもみみっちいというのですか、多国籍間の援助の中心にしては金額が少な過ぎるのじゃないかという印象を私は第一に受けるわけですよ。

そこで、今後そういうような発展途上国に対する経済協力の形というものは、やはり私は二国間の協定よりも、こういうような形で多国籍間で協力をしていく、しかもその中で域内にある国々が、これは自分たちのものとして取り組んで、初め域外国と銀行が出資することになるわけですが、あとは自分たちの力も加わってきたから基金に参加していくというような体制をつくっていく中から、みずから助けるという自助の意欲とそれに先進国のそういうような力もつきでない援助の形というものをふやしていくことによって、そういうようなおくれしている地域の開発を進めていくという方針が日本の経済外交のあり方としては正しいと思うのです。

そういう点からいって、今度のこの協定は、そしてまたこの基金でございますが、確かにアフリカ大陸の四十二カ国の国々を対象にするのは、五十年間の長期にわたって低利の資金を供与して条件をソフトなものに変えていくのだと言われましても、これで一体何ができるだろう、こういうふうな考えざるを得ないわけですね。大蔵大臣はこれからそういうような経済外交政策といいますが、方向というものをどういうように推し進めていくかというふうな考えをいらっしゃるのか、この協定と開発基金の法案の提案をされておる中で、これからの方向というものを大臣の所見として述べていただきたいと思えます。

○愛知国務大臣 いろいろ御指摘になりましたことはごもっともであって、一口にといってもなかなか言い尽くせませんけれども、二国間の援助というものにも意味はありますけれども、どちらかといえば、私は気持ちとしては多国籍の援助のほうがよろしいとかねがね考えておる一人でございます。それは先ほど申しましたように、二国間の援助でございますと、具体的に非常なかつちりした計画でやれるというところは利点でございますが、それだけに受けたほうも日本からの援助であるということが非常にはっきりする。しかし、それは反面において、とすると政治的な意図とい

うことになると憶測が入ったりいたしますので、そういう点からいって、日本は絶対平和主義で、私がいつも申しますように、ワン・ワールド・エコノミーということを一番の基本的考え方にしていく考えからすれば、多国籍のこうした基金というふうなものに日本が出資をする、これが望ましい一つの方向である。

それから同時に、日本としては、御指摘のありますように、いわゆるODAというか、政府からの協力援助ということが比率からいっても非常に少ないし、それから民間の経済協力を入れましたも地域的に従来非常に偏在しておった。これは賠償の関係などもございまして、同時に東南アジアあるいはもともと日本の周辺のアジアというようなところに偏在しておったわけですが、日本の地位がいろいろの意味で注目を浴びてまいるようになりますと、アフリカに対してはたとえ他の大國に比して非常にみみっちいではないか。それにはそれなりの沿革というものがありますけれども、したがって、このアフリカ基金という話がそもそも出ましたときに、いま非常に少額だという話がありましたが、当時私は大蔵省におったわけではございませんが、できるだけ早く積極的な姿勢をあらわすべきものであるということを主張しておりました。千五百万計算単位というふうなことは、当時の世界の大勢からいえばいち早く日本が相当積極的な態度を示したということ、歓迎されたようにも思えますので、先ほど来いろいろ御議論ございしますが、なお今後においてはこうした機構についてより積極的な協力をすべきであらうかと考えております。

ことに、これはいまの日本の外貨事情等からいってもまたやりやすいところでもあります。それから日本の将来の資源問題その他から申しましたが、ひいては日本の国益になるということは疑いのないことである、こういうことで、こころもち大きくして、あまりこせこせしないで、しかも日本だけがガリガリにやるのではないという方向が望

す。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 当面の春闘情勢に関連をいたしまして、日本の低賃金構造、こういう問題に触れながら、ことしの春闘に対処する政府の考えについて若干だいたいと思うわけでございます。ところで、新聞の報ずるところによると、いよいよ春闘が最後の決戦段階を迎えているというところでございます。しかも、昨晩等におきましては、もうすでに本番の、言うならば前哨戦的なところだといへんな事態なども起こっておるようでありまして、こういう異常な事態を迎えておるわけでありまして。

このことについては、何といいたしても、基本は相次ぐ物価高、しかもことしは国鉄運賃の値上げ、さらに健保料金の引き上げなど、公共料金主導型のむしろ物価上昇、政府見通しの五・五%などではとうていおさまらぬであろう、こういうような生活に対する不安がますます根本にあるところでありまして。そこへもってきて、先般米国会でも非常に取上げられました大法人、大商社等による異常なばかりの土地投機、そして庶民大衆は、特に勤労大衆は、マイホームの夢はまさに絶望的なところまでおちいっているというような地価の上昇をはじめ住宅難、こういうようなものがあるわけでありまして。そればかりでなく、株への投機あるいは生活必需品にまで投機的な買い出動をして、買い占め、売り惜しみというような事態が逐次国民の前に明らかにされてきた。こういう中で国民生活が非常に苦しくなっているというように、一部の勤労大衆、大資本はかつてはうまいことをやっている、こういうようなことが大きなバックグラウンドになって、勤労大衆の、春闘で大規模な賃上げを勝ちとらなければならぬ、これがこういうような大きな盛り上がりにつながっているのだらう、このように考えるわけでありまして。

政府も、それらの点についてある程度の理解をことしの春闘で、特に政府が関与をしている国家公務員あるいは地方公務員あるいは公共企業体労働者、政府関係機関あるいは公社、公団などのいわゆる政労協といわれる人たちに對する賃上げについて、一部公労協関係についてはすでに昨年並みの有額回答を出した。このことはやはり、たとえば国鉄等につきましても七年ぶりの有額回答というように、しかも去年並みというところである程度政府の誠意というものは見られるわけでありまして、しかし、そういう点で若干の政府が譲歩を示したかの感を呈しておられるけれども、今日民間全体を通ずる春闘における賃上げ状況というのは、最高は三万円の賃上げを勝ちとっている企業もある。そのほか昨年よりも少なくなるとも三割、四割のかさ上げというような形で一万三千元以上の回答で妥結したところ、もうすでに昨年同期から比べて、昨年同期の一万円以上の数に達している、こういうような状況にあるわけでありまして。

そういう中から見れば、政府が公共企業体の当事者能力についてある程度それを開放して、当事者能力を持って回答したということについての評価をしながら、私はことしの賃上げ要求というものをこの程度で、昨年並みで押えるということにはまず絶対にこれは無理であろう、こういうような感じを強くするわけでありまして、この政府が関与する労働者の賃金について、去年並みということでもどこまでも押し通す気なのか、あるいはもっと民間の賃上げの状況というものとにらみ合わせて弾力的に昨年以上のものを出す用意があるのか、この辺のところについて大臣の忌憚のない率直な見解をお示しいただきたいと思うわけでありまして。

○愛知国務大臣 忌憚なく率直にお答えいたしますが、この時点において、政府側としては、いまお尋ねのような点について見解を求められることは、ちょっと時期が適当ではないのではないかと思っております。政府として率直に言えば、これは三公社五現業に限りませんけれども、職員の処遇の改善という

ような経済的な問題についてはできるだけ努力をすべきものである、かように考えておりますが、すでにそれぞれの公社あるいは公企体から回答が出ておいて、これから調停とか仲裁裁定とかいうことになってまいるのであるからかと思っております。私は非常に率直に言えば、たとえば国鉄等については有額回答を出すということは、あの有額回答というものを私も見ましたが、やはり一方においては国鉄の再建ということについて、現在国会で御審議をいただいているような政府の提案、政府の姿勢というものもありますので、それを踏まえて出された有額回答であると私は理解しております。

それやこれや日本の三公社五現業に対する給与問題、経済上の要求の問題等については、それだけの機関というものがあつて、あるいはそこで公平な、公正な第三者のところがこれからは御相談になるわけ、いま有額回答は政府が出したわけではございません。それぞれの企業が出したわけでは、この現状において、ことに財政当局に対するこのタイミングにおいて御質疑をいただきますし、私も、私としてもいまお答えをする立場にない。あるいは、いって言えとおっしゃるならば、非常にぎくしゃくをいたしました、今後の調停等についてもいろいろの影響が悪く及んでくるようなことになると、これもお互い自体が困ることじやないかと思ひますから、私は原則的な態度だけを申し上げるにとどめたいと思ひます。

同時にこれは、私も内閣の一員として申すわけでございますけれども、経済的な問題とそれから違法な政治的な問題とこれが取り上げられて、そして国民的に非常な大混乱、大問題を起して、おるといふ事実は、私は国民が良識をもって判断してくださっているであらうということも期待しておりますが、こういった点につきましても、あくまできびしい態度で政府は臨むべきものであつて、かように私は考えておる次第であります。

○広瀬(秀)委員 私どもも、いま大臣の口から財政当局として具体性を持った数字というものが示

されるところは思っておりません。いずれにいたしましても、いままでは政府の金縛りにあつて、特に財政当局の金縛りにあつて、公企体の使用者側が当事者能力をほとんど喪失しておつた、有額回答がでないという状況から見れば、一歩前進であるという、その点での評価をいたしておりますし、そしてまた国労のごときは、その回答を受けてストライキ戦術のダウンをするというように、こととちゃんと表明をしておつた。そういうようなところには実はいろいろ外部的な要因が加わつて、不幸なやうなような事態にもなつたわけでありまして。

たとえばその中には、自民党から出されている「自由新報」というようなものが、「絶対許すな春闘スト」「公労協や日教組も違法参加」というようなことで、「私たち国民は、さんざんストやサボでいためつけられました。もう、これ以上ガマンできません。」「埼玉の上尾駅や大阪の東淀川駅で乗客の怒りが爆発したことは、ご存じの通りです。この怒りはむしろ当然でしょう。」「といううなアジェンダのビラがやううべの段階で各駅で、あの問題の起こつたところで全部まかれておる。

こういうような実態は事象もあるわけだし、いま社会党から党の国会議員団を中心にして調査団がそれぞれ行つておりますから、それを待ってしかるべき場所においてその点は議論をいたしたいと思ひわけでありまして、しかも目撃者の談話によると、たとえば池袋駅で目撃したというところで情報を知りしつてくれたという中には、某大学の右翼の学生がまず先に立つてガラスを割つたりさんざん電車をこわしたりなんかして、さあこれから赤羽駅だ、こういうようなことを言つてそつちへ姿を消していったというやうなことがあり、右翼反動派というやうな者が意図的にあつたやうなものをたくらんで、計画的にあつたやうな暴動類似の行為をやつておるやうな感じがいたします。この点は、まあこの議論ではありません。いま党としても正式

にそういう問題を努力して調査団が現に行っているところでありますから、ここでは申し上げません。そういうようなことであらう不幸な事態になったというふうに私は見ておるわけであります。

なるほど、通勤者あるいは国鉄等の利用者に、油を注げばすぐ燃え上がるような状態に不満がかなりうっせきしているという事はわれわれも認めますけれども、そういう者をけしかけ、あおり、そのかすというような計画的な行動というものがあるという不幸な事件を起こすことにもなっているということですね。しかし、われわれは、財政当局に対しても、そういう現象にとらわれないで、根本にさかのぼっての日本経済の体質の転換を、ドル問題、円問題に関連して申し上げたわけでありますけれども、とにかく円が強くなり、国際競争力が抜群に強まって、円の力もマルク以上に強いといわれるような状態になっている。そういう状態の中で輸出はさらに伸び続けている。そういう状態の原因というものはやはり何といっても日本の低賃金というところにあるだろう、こういうふうに考えるわけであります。

最近の景気動向関係の統計の中で、全産業の労働者賃金のうち定期給与を四十七年の一月から十二月までずっと見ましても、大体七万五千円から七千円くらいのところずっと推移をいたしておるわけであります。しかもこれを国際的に時間給で比較してみますと、日本を一〇〇としたましても、アメリカが三・〇八倍、イギリスが一・二九七倍、西ドイツが一・六九六倍、フランスが一・四九倍、そういう状態であります。いまや西ドイツよりも、アメリカよりも生産性は高い、経済の成長率も高い。そういう中で賃金が依然としてこういう状態になっているということがいわれておるわけであります。

さらにまた、一九七一年版通商白書で生産性を見てみましても、一九六九年までしか出ておりませんが、六五年から六八年までの移動平均値と六六年からの数字をずっと読んでみますと、日

本の場合には、生産性一四〇、一二・四、一七・二、一四・二、一五・〇。それに対して賃金の上昇率が一三・二、一二・二、一二・五、一五・六、一七・二、こういう状態であります。アメリカにおきましては、生産性は二・六、二・一、三・一、二・四、二・四、四・〇、六・四、六・〇、西ドイツを見ましても、生産性六・〇、三・三、六・〇、八・四、七・一、賃金上昇率が六・一、七・三、四・一、四・一、一・〇、二・〇。こういうように生産性を非常に上回った賃上げを各先進諸国でもやっているわけですね。

こういう状態の中で日本の低賃金の問題がいわれているわけであります。こういういわゆる低賃金構造というものを改めない限り、円が強過ぎる、輸出が伸び過ぎる、外貨がたまり過ぎる、こういうような状況に対して一番大きい根源は低賃金構造です。労働時間の問題はあとで申し上げますけれども、労働時間は先進諸国の中で一番長い。少なくとも一週四時間ないし五時間くらいはよい働いているということがいわれるわけですね。そういう低賃金構造というものを改めるのか、特に円問題、ドル問題等をめぐって論議された日本の福祉国家への転換、生活優先政治経済への転換という

ようなことの一番大事なポイント、やはり基本的にはこの問題だと私は思うのでありますが、大臣はどのようにこれを改善させようとお考えであるか。その点については、基本的な立場は、大臣として、財政当局として答えられるだろうと思うのでありますが、いかがでございますか。

○愛知国務大臣 賃金の問題は、今度の国会で予算委員会でもだいぶ論議がございましたが、これは比較する基準にもいろいろの条件の相違があり、どこが高くどこが安いかわかりませんが、簡単に割り切れないように私は思います。ことに為替の変動というように私にはありますが、いかなる角度から見ましても確かにアメリカよりは安

いでしよう。しかし、西欧諸国の中では日本よりも低いところがたくさんあるわけでございますから、そういう点から、あながち外国との比較というだけではなくて、日本としてどういうふうな考えればいいのかということをお互いに、お互いに大いに建設的に考えていくべきである、私はまず第一に考えます。日本の政府としては、とにかく福祉国家建設ということは活力のある社会をつくりたいということなんでありまして、賃金が安定し、物価が安定するような基礎条件をつくり上げるといふことに専念をしていくべきである。そういう点からいえば、今回の有価証券法はございませぬが、高い低いという御批判はいろいろありましても、経済条件をできるだけよくしていくということについては最大限の努力を継続していきたい。これが基本の政策でございます。

○広瀬(秀)委員 国家公務員労働者、公企体労働者あるいは地方公務員労働者の賃金はいつも時間給が幾らもございませぬからあれなんです、民間賃金は大体その年の賃金相場というものは春闘で出てくる。これを人事院が調査をし、確定をしたところで、民間企業との格差解消という形で、どれくらい上げるべきであるか、そしてどのようにならぬか、こういうことで賃金上昇を勧告することになっておるわけでありまして、この点では、昨年来ようやく人事院勧告どおりに四月から実施をするという段階を迎えたわけでありまして、しかし、それにいたしましても、暮れになってからようやく、あるいは年を越した後に四月にさかのぼって行なうというように事態を何とか改めていったらどうか。いまのような物価上昇が続く、インフレが続く、こういうような状態の中では、最初からもうこの年はどれだけの賃上げということを——税制の見直しにおいて、毎年賃金上昇率はどのくらいであるというように見通しを大蔵省みずからが発表されるわけですね。税金を計算する際に、特に給与所得税の計算の基礎としては、ことしも少

なくとも二〇％は上がるであろうという見通しを立てておられる。こういうことも考えて、それだけ見通しをされるならば、その程度のもものは公務員も当然上がるべきだというように形で最初から当初予算に組んでいくというように、公務員労働者もあるいは政労協の労働者たちも地方公務員も、やはり賃上げというものは当初予算からしるべきところを盛っていくということが必要だと思っております。そういう方向に脱皮するお考えは財政当局としてはございませぬか。

○愛知国務大臣 これも実はかねがねの問題で、なかなかよい姿になっていないことは財政当局としてもむしろ問題にしたいところであると思っております。ということは、長年の慣行で、せっかく人事院というりっぱなところができてやっていただいているわけですが、勧告が出るのが夏以降で、それから政府がその勧告に基づいて態度をきめて、いま御指摘のようにさかのぼって実施ができるようにしようやく慣行はできつつあると私は思いますが、できれば予算編成のときに来たるべき年度中の給与の基準というものがきまっておればそれにこしたことはございませぬから、財政当局としてはむしろ御意見に賛成といわざるを得ないと思っております。しかし同時に、公務員の給与は民間とのバランスをとっていかねばならない、これが一つの大きな眼目である以上は、日本のこうした現状からいえば、春闘相場というようなものが民間給与の象徴であるとすれば、それがきまってくるというところに、人事院のお立場とすればそういう時期を過ぎざるを得ない、これがまた現実の問題でございますから、なかなかそう簡単にはいきな

い。そこで、低い低いと御指摘はあるでしょうが、財政当局としての立場としては、たとえば五〇程度を、あらかじめかきめかもあるうかというところに備える意味で予算に計上しているというのがたとえば今年度の予算編成の立場でございます。ですから、これはいままでも一部でいわれていた意見ですけれども、たとえばある年に二度人事院

こういふ人件費率がずっと下がってきておるといふことは財政当局もはっきり御認識になっておるかどうか、この点をまずお尋ねをしたいと思うのであります。

○吉瀬政府委員　御指摘のように、一般会計の中に占める人件費予算でございますが、四十五年度には一九・四、四十六年度には一九・三、四十七年度には一八・〇というような形になっているわけでございます。これは別にベースアップはその間十何%の水増しで行なわれておるわけでございます。これはまた民間の賃金相場、その状況を見きわめて人事院勧告がなされる、それを完全実施してきておる、そういう状況でございますので、特に人件費が不当に低められてきておる――ウエートは下がってきておりますが、原因といたしましては、たとえば社会保障費の増大とかあるいは公共事業費の増とか、そういう種類の他の要因にかかるところが多うございますので、一がいには言えないと思います。

○荒木(安)委員　これは他の費目とお比べになればすぐおわかりと思うのですが、防衛費の比率あるいはいままで再三例を引きましたけれども、大企業向けの公共投資の比率、その他の階層に向けての予算との比率、項目対比を見ますと、人件費のように一貫してずっと下がってきておるといふのは非常に珍しい。そういう意味合いで、これだけで申すのではないのですけれども、ウエートが下がっているというこはいまお認めになったように思います、理由は別といたしまして。

そこで、民間との比率であります、私どもの調査によりますと、指数で見ましても、また対前年比の上昇率で見ましても、これまた低下してきている。一九五五年を民間、国家公務員ともに一〇〇といたしますと、七二年では民間は五三・六・七に對して公務員労働者の皆さんは五二・九・九、対前年上昇率を見ますと一九六五年の民間が九・五に對して国家公務員の場合は二・一でありましたが、七二年になってまいりますと、これが逆でしたが、民間が一五・七、国家公務員が一四・一、

つまり指数で見ても上昇率で見ても民間に対しておかれている。こういう事実、この傾向は認識されておりますかどうか、いかがですか。

○愛知国務大臣 人事院のほうからお答えいたします。

○長橋説明員 御説明申し上げます。
人事院といたしましては、御承知のことと思えますけれども、公務員給与をきめます場合に、一応現実に民間で勤労者に対してどういう額の給与が支給されているかということ、職務の種類、年齢、学歴別に比較いたしまして、したがってその実証的なデータ、民間でどのくらい払われているかということに基づきまして、公務員の給与をきめるという方法をとっておりますので、したがって、事実につきましては先生御指摘のとおりと思えますけれども、公務員の給与を決定するにつきましては、あくまでも民間におけるところの勤労者に現実はどういう給与が支給されているかという点できめておられるような状況でございます。

○荒木(宏)委員 民間のほうを見ても、この実態はお認めになったように思いますが、さらに、実際に幾らもらっているかという金額、現実の給与実態という点から見ても、これは民間の場合には中央労働委員会、東京都の調査、関東経営者協会、これらの給与実態調査の平均をとって、国の場合には現行の本俸、扶養手当、それから調整手当を四割と見て金額をとりますと、大学卒の場合に、独身者二十五歳で、民間は六万八千四百円に対して国家公務員は五万三千八百円、一万四千六百円の差があります。三十五歳の標準労働者で、民間は十一万六千三百円に対して国家公務員の皆さんは九万一千四百円、二万四千九百円の差があります。高卒卒業者の場合に、二十五歳独身で同じく民間が六万六千六百円に対して国家公務員は五万一千三百円、一万五千三百円の差があり、三十五歳の場合には民間十萬三千九百円に対して国家公務員が八万六千五百円、一万七千四百円の差がある。こういうふうな同じ年度で同じ

条件の金額を対比してみた場合に明らかに低い、しかもそれが二万円をこえる差が出ておるといことが明らかにできておりますが、こういう実態についてはどのように認識をしておられますか。

○長橋説明員 いま先生御指摘のとおり、資料によりましていろいろ違った数字が出ておりますけれども、これはやはり調査内容の細部について若干の違いがあることがその結果になって出てくると思っております。人事院におきましては職種別にやはり初任給の実態調査をいたしまして、その結果民間において支払われている初任給の平均値をとってきめておられるという状況でございます。

○荒木(宏)委員 ここで大臣にお尋ねをしたいのですが、なるほどいろいろな御説明はありましたが、あると思えます。たとえば予算の中の構成比にしましては、先ほど少し説明を伺いました。しかしいざしにしてみても結論は人件費率が減っております。それから指数、前年比で見ても民間対比でよくあり、それから金額も低いという結果は実務当局のほうにははっきりお認めになった。ですから、そういう意味合いでは、いま申ししたような国家公務員の労働者の皆さんの給与は低い、こういう事実ははっきり認識をしておられるか、あるいはないか、大臣のお考えはいかがでございますか。

○愛知国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、公務員の給与につきましては人事院というりっぱな組織が戦後できておられますので、あくまでこれを尊重し、その勧告に従って財政の衝に当たっているつもりでございます。今後ともそうしていきたくと思っております。

ただ、これに水をさすわけではないのですけれども、先ほどちょっと私も触れたのですけれども、たとえば昭和二十九年を起点にして、そして昨年の中ごろまでの国家公務員の平均給与と、それから全産業の上昇率を比較したとしますと、かえって国家公務員のほうが上昇率が相当高いのです。こういう見方もまたあるということだけは申し上げておきたいと思えます。

○荒木(宏)委員 人事院のほうの勧告を経てきめるといふようなことになる手続については、これは従来の政府のとられたやり方でもありますから、そのことをわざわざ大臣にお伺いしようと思つたのではないわけですね。そういう手続や、あるいはいろいろな関係官庁のこの問題についての見解は、それはそれとしてありましよう。しかし財政当局の責任者として大臣は、公務員の皆さんの給与はこれでよろしい——これだけ春闘で大きく盛り上げられておいて、公務員の労働者の皆さんの切実な賃上げの要求があるときに、一体実態をどうごらんになっておられるか、私はそのことについての率直な御意見を伺いたい、こう思っております。

○愛知国務大臣 私は、後段でその点を申し上げたつもりなんですけれども、手続のことは当然のことですから言わぬでもいいことを言つた、まさにそこそこでありまして、ですから水をさすような気持ちは毛頭ないが、民間と比較して低いのかどうなのか、低いことを認めよ、その点にしばつていえば、御提示になつておられる見方が、見方として私も理解できますけれども、また別につくろつたあれでも何でもなく、二十九年と昨年とを比較して上昇率を比べてみると、さうと勘定してみても国家公務員のほうがかなり高くなつておられる。こういう事実もございまして、これを申し上げておられるわけでありまして。

なお、先ほどちょっと申し上げましたけれども、公務員の給与、処遇の改善ということ、現時点においてできるだけ努力をしたいというのが政府の姿勢でございますから、その政府の姿勢に従つて、従来には墨守していたような考え方や慣行も、今回は相当胸を広げて私は対処しておるつもりでございます。

○荒木(宏)委員 御存じのように、消費者物価の値上がり非常に勢いであり、ことに生活関連の

品目については、先日の物価関係官庁の次官連絡会議で報告されましたように、二〇%以上が六十四品目もある。ことに極端な例でいいますと、大根が五二・六%、白菜が一〇三・三%、昨年に比べて一年間で驚くほどの値上がりになっておる。そうしたときに政府のほうでは、解決の一つとして申し入れたところのトップ会議についても、いろいろな動きが伝えられておりますけれども、応じようというふうな気配が見えない。ですから、見方の問題については、いま大臣の見解をお聞きしましたけれども、私は不当だと思つておられます。実際率直に見れば、いまのこの物価高の中でこういう賃金水準で十分それで生活ができるかということ、いろいろな資料をあげるまでもなくもうはだ身でみんな感じておられるわけですね。

ですから、これだけ大きな取り組み、運動として盛り上げてきておられるわけですね。道理がなければ旗だけ振つたって人はついてきやしません。そのところをよくお考えいただきたいのです。にもかかわらず、話し合いをしようじゃないかといつても、そのことについては冷たい回答しか戻つてこない。これでは誠実に労働者の皆さんの要求を検討し、ほんとうに国民の、働く人たちの生活を守る、そういう立場に立つておられるとは思えないわけですね。

そこで、組合から出されておられる要求を誠実に検討されて、そしてこのトップ会議拒否といったようななかなか態度の再検討も含めて、解決の誠意をお示しになるべきだ、こういうふうな思いですが、大臣のお考えはいかがですか。

○愛知国務大臣 ごらんになっておられると思つても、昨日もある労働界のリーダー、最高のリーダーの方がいみじくも言っておられましたけれども、やはりものごとは順を追うて根回しをして、そして手順を踏んでやるべきことをやるべきである。政府に対する御批判ももちろん出ておりましたが、同時に組合等に対する御批判も出ておる。まことに拘すべきことであると私も感心いたしました。政府として考えるべきことはもち

るん考えてまいらなければならぬと思ひますけれども、やはりこれは三公社五現業あるいは国家公務員、いろいろの系列というか、これはございませうけれども、それぞれやはり法定された、そして第三者の公正な機関によって調停とか仲裁とかいうことがあるのですから、それらも踏まえましてお互いに尽くすべきところを尽くしながら、その間において残った数点について、あるいは一点についてというようなことであるならば、効果もあるうと思ひますけれども、ただ形式だけトップ会談などということは、私は意味がないことだと思ひます。

○荒木(宏)委員 いまの大臣の御見解は、手順の問題を一つ言われたのですけれども、解決の一つの方法としてはそういった協議、要するに誠意を込めた協議ですね、そういうことを政府としても考慮すべきだ、そういう考えである、こういうふうにお聞きをしたのでありますが、それでよろしゅうございませうか。

○愛知国務大臣 これは私はもちろん国務大臣でありますけれども、大蔵大臣としては言及すべきことではないと思ひます。

○荒木(宏)委員 関連しまして、それはそれとして、労働時間短縮の要求が強くなっておりますし、その問題をひとつ伺っておきたいと思ひますが、関係の閣僚会議でいろいろ御相談になっておるといふことが報道されておりますけれども、労働時間短縮についての閣僚会議に入っておられる一人として決意のほどを、実施時期、立法措置のめど、こういったことについてお聞かせを願ひたいと思ひます。

○愛知国務大臣 私は、たとえば象徴的にいえば週休二日制ということについては積極的な賛成論者です。したがって、これがやはり順を追ってといひますか、考えるべき基本の考え方というものが十分整理されて、そして万端の配慮なり準備が整ったならば、実行を目標にしてすべてを進行させていくべきであらう、こう考えております。たとえば私の一つの考えを申し上げます、週休二

日制ということとはそれ自体仕事を減らすことだと思ひます。したがって、休んだからといって仕事の量が依然としてつきまといってくるというのでは、これはほんとうの意味の週休二日制でもなし、よく週休二日制ということが国際的にも日本だけが取り残されて、これまた批判の種になるといわれますけれども、これはやはり仕事の量を減らすということの意味があることではないだろうか。私見でございますが、そういうふうに見ております。その考え方が正しいのか正しくないのか、大いにひとつ議論を戦わしながら、私としては週休二日制が実現されるような方向に向けていきたいと思ひます。

○荒木(宏)委員 ある意味では、いまの御答弁が週休二日制についての問題点の一つの側面にお触れになっていられると思うのですが、週休二日制ということを経営者の方向で論じられておりますけれども、無批判に進めるならば超過労働といったようなことで、結局は抜け道や脱法的なことになる可能性、危険性がある。

そこで、労働省のほうから見えておると思ひますので、時間短縮と超過労働禁止の問題、これをあわせて検討されるべしと思ひますが、簡単にいま時間短縮の作業を進めておられる方向、超過労働禁止の方向についてのめどを明らかにしていただきたい。

○廣政説明員 週休二日制を進めていく過程で、私ども特に民間企業について指導いたしてまいっておりますわけですが、その基本的な考え方としていたしましては、やはり労働時間がそのために、一週間を通じてあるいは年間を通じてそのために労働時間が長くなるということであつては、週休二日制を実施していくという意味は半減してしまふのではないかと、そのように存じます。そこで、いわゆる所定内の労働時間というものに着目して考えました場合に、所定内労働時間を減少の方向で週休二日制を考えると、これが一つのポイントだと思ひます。もう一つは、いわゆる実労働時間単位にながめ

ました場合に、日本の労働時間は、私どものところでは統計で毎月労働統計というのがございますが、これによりまして、三十五年をピークといたしまして実労働時間が百七、八十時間、四十七年時点で減つてきております。これは所定内労働時間が減つてきていふこともございませうが、残業時間も減つてきていふこともございませう。その統計の中から読み取ることができまが、三十六条に基づきまして労使が話し合うことによって、協定を結ぶことによつて時間外労働、休日労働をやることのできるようになっておりますが、これが私どもは無制限であつては労働時間短縮の意味もないじゃないか、十分にいわゆる超過労働というものにつきまして、私どもも三十六条協定が合理的な範囲で結ばれるようにという指導は現在あわせて行なつております。こういうところをございませう。

○荒木(宏)委員 この週休二日制の問題について、やれるところからまずやうていこうとか、こういうふうな考え方があるように聞いておりますけれども、しかしこれは労働基本権を確立して、週四十時間労働制、いま労働者の皆さんの切実な要求として出されておりますが、これを確立するという方向に進めないと、逆にいまのようなことから格差を是正するあるいは経営者のほうの便宜に使われるというような危険が實際問題としては多いわけですね。ですから、そのことについて強くいまの点を指摘をして、そういうふうな方向でやられるべきだということを申し上げておいて、時間の関係がありますからもう一つ大臣にお尋ねしたいのです。

公務員宿舎の使用料が増額されるという話がいま出ておるようであります。昨日参議院でわが党の岩間議員が大臣に質問をいたしました、とにかく一べん話し合いをしたらどうかということ、善処するといふお答えをいたしていますが、今後ともこの問題については、やはり値上げが済んでから

こうなつたというふうな一方的な通知ではなくて、よく話し合つて実情も聞き、そして要望も十分考慮してきめられることが宿舎法の目的からいいますとよろしいのではないかと、こう思ひますので、今回のことはそれとして、今後ともそういうふうなほかにいっていただきたいと思ひます。いかがでございませう。

○愛知国務大臣 この問題につきまして、昨日岩間委員から、率直に申しまして、私も突然御質問をいただいて私もとさのこととでございませうけれども、これは取り扱ひ方等について配慮が足らざるところがあつたのではないかと、これは率直に申し上げるわけでございますが、そしてこれは理屈をいろいろ申し上げますが、また何でもございませうけれども、とにかく先に組合のほうからも書面の申し入れもあつたことを私も知りましたので、とりあえずさつそくお話をとにかく伺ひましようというところで、担当官が明日お話を伺うことにいたしました。

○荒木(宏)委員 いま春闘の時期に、賃金、時間の問題、そしてまた使用料の問題等伺ひしたわけでありませうけれども、政府としてもこの労働基本権を尊重する、労働者の皆さんの切実な要求を誠実に検討する、こういう立場で、いたずらに違法なストと呼ばれるをして、そして要求に背を向け、いまのようなかえつて混乱を招くといふことのないように強く期待をいたしまして、そのことを最後に申し上げて質問を終わりたいと思ひます。

○大村委員長代理 広沢直樹君。

○広沢委員 大臣がマニラにいらつしやるのと、時間が切迫しておりますので、私は簡単に二、三点、経済協力の問題でちよつと伺つておきたいと思ひます。まず、基本的な問題として、六十三国会の施政方針演説、これは佐藤総理の時代ですが、そのときには、七〇年代をアジア開発の十年とおつちやつています。当時外務大臣でありました愛知大臣も第五回東南アジア開発閣僚会議で同じように東南アジア開発の十年だ、こういうふうにおつ

しゃっているわけでありませうけれども、やはりこれからの経済協力については、さきの法案の審議のときにもありましたが、やはり国連でも第二の国連開第十年として南北問題を大きく取り上げられておるわけであり、今後の方向として、いままでもやりまして、東南アジアにわが国の経済援助が集中しているわけでありませう。したがって、その中には一地域に集中した場合あるいは一ブロックに集中した場合、いろいろな弊害も出てくるのであります。これからは一応それを発展途上国、それに対する広範な見地に立った経済協力というものが必要ではないだろうかと思ひますが、その基本的な問題を一点お伺ひしておきます。

○愛知国務大臣 御指摘のとおりでございます。私はいろいろな点から考えまして、これは国益上ももちろんそうだと思うのでありますけれども、経済協力はできるだけ積極的に展開したい。したがって対象地域も広げてまいりたい。それから従来は賠償の關係その他いろいろ沿革はございまして、どうしても偏在していたというところは否定できない事実でございます。それから政治的な環境もだいぶ変わってまいりました。偏在しているからといって、やはり従来の關係は尊重しなければならぬが、そこに政治的な要素で変更を加えなければならぬところもございませうが、同時に範圍を広める、できれば従来よりもマルチの關係における協力ということがODAの比率を上げる上からいっても望ましいことではないか、こう考えまして、アフリカ開発基金というもののについても積極的に政府としては参加しよう、こういうふうに考えた次第でございます。

○広沢委員 これからの経済協力のあり方として、二国間の援助から多国間の援助へと、さらには民間ベースの協力からいわゆる政府開発援助へと、また資金援助だけじゃなくて、やはり経済援助とミックスした発展途上国の条件に合ったそういう援助の方向へということがいまま問題になっているわけですね。そこで大蔵省は、第三次円対策

以降の対外経済政策として、国際収支の黒字の是正ということ並びに経済協力という観点から、対外直接投資を推進する方針をきめたと同っているわけですね。その点を御説明いただきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 現在あります制度以外に何かそういう考えから新しい仕組みもひとつこの際考えてみたらどうかというのを、まだ抽象的でございますが、先般来言っておりますので、第二外為會計というふうな象徴的に呼ばれておりますが、実は国会のほうの關係なども、率直に申しましてもう少し時間的余裕ができましたら積極的に勉強いたしてみたいと思ひます。中身はまだこれといった案が浮かんでおりません。

ところが反面、現在の外貨貸し付けとか外貨預託であるとかあるいは輸銀融資の金利の問題とか、従来から制度としては十分やれることであった実績があらわれない、これはプロジェクトが適当なものがないとか、あるいは国際金融情勢待ちとか、いろいろの点がございまして、こういう点はもう少しオープンに割り切つて積極的に出ているのじゃないか、これは方針の問題でございまして、それから道が開けてくると思ひますが、あわせて、実は与党の中にも積極的な意見があるし、次々と検討されておりますから、そう長くない期間にこれらの問題を取りまとめてみたい、こういうふうに考えております。

○広沢委員 ところで、昨年の暮れに大蔵省は対外直接投資を推進する一つの問題として、いわゆる官民出資で合併的なもの、そういうものの構想を一応具体案として考えておったという報道が出ておるわけですね。そういう問題に対して実際に具体的にこういう問題を検討なさつていらっしゃるのか、また、将来においてそういう意向をお持ちになっておられるのか、やはりこういうことをお考えになる基本というものは円対策の問題もからんできていると思ひます。経済援助を考へる場合に、先ほど申し上げましたように、

政府開発援助というものを中心に考えていこうという一つの空氣になつてきておるわけでありまして、あまりそういうほかの問題とからめて考へることは好ましいことではないと思ひます。その間は、そういう意味から、もちろんそれは民間ベースが悪いというわけではありませう。その行き方、あり方については正される面は多々あるだろうと思ひますけれども、そういう観点から考えていくと、こういう構想は事実かどうか、私にはよくわからないので聞いておるわけでありませうが、その点についてお伺ひしたいと思います。

○愛知国務大臣 そういう考え方も一つの考え方としてあり得ると思ひますけれども、もし大蔵省に昨年暮れあたりからそういう考え方があったと報道されているとすれば、報道のほうがちよつと先回りをされ過ぎたのではないかと思ひます。現在は持つておりません。

これは最近のいろいろの状況など考えまして、官民という形よりはむしろいままでであったものであれば、実は輸銀と基金というものでさえも両方の職務分界がはっきりしないという御批判もときを受けることがあるようでございますから、あまり上屋を架すことや、あるいは民間にこういうところに参加してもらおうというところは、今日の情勢からいささかとりがたい構想ではないか、したがって、いま考えておりません。

○広沢委員 それでは最後にもう一点お伺ひします。円のフロートによりまして、わが国からの借款を受けている発展途上国において為替差損を受ける、こういうことが現実問題としてあるわけで、対日支払いの負担というものが増加してくるのではないかと、こういうところから、いわゆるこのようにものに対して経済協力という立場からはどういうふうにか考へるか、たとえば為替差損を補てんする考へがあるのかどうか、国内的にもこういう円のフロートの問題で相当被害を受けて国内対策も十分というわけでありませうので、こういう問題はどうか考へておられるのか。これは国

際的な中では、開発途上国のほうからはそういう意向もあるかと思ひますが、それに対しての大蔵大臣の考へ方、または、そうでなければ、どういふ対策をこういつた問題について経済協力の中で考へていらっしゃるのか、実質的な改善内容というものはどういふものをお考へになつていらっしゃるのか、この点を伺ひして、時間のようでありませうので、終わりにしたいと思います。

○愛知国務大臣 実は広沢さんの御指摘になるような問題があつて困つておるわけで、経済協力の相手国が円の実勢相場がこういう状況だから自分たちのほうは困つておる、つまり、それだけ購買力が低くなるわけですから、そこで、何らかのところで、たとえば円を増額してくれという希望あるいは期待あるいは申し入れがあることは事実でございます。それらの国の立場からいへば無理からぬことと思ひますけれども、しかし、国際的な慣行ともいへないかもしれませうけれども、こういう場合に増し貸しをするというふうなことは、現在の実勢相場でもつていろいろの新経済路線をつくらうとしておるところでございませうから、そういうところになんとも全部応ずるということになる、これは矛盾するわけでございますから、そういう観点もございませうから、なるべくこういうことは話し合ひで、ふやすことのないようにしたい、つまり、先方の為替差損というものをそれだから埋めるといふようなことをやったら、これは切りがございませうから、なるべく話し合ひで当方の事情もよく納得してもらひまして善処したい、こう考えております。

○広沢委員 終わります。

○大村委員長代理 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十八分散会